

群馬県立女子大学

目 次

I	認証評価結果	2-(28)-3
II	基準ごとの評価	2-(28)-4
	基準1 大学の目的	2-(28)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(28)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(28)-9
	基準4 学生の受入	2-(28)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(28)-16
	基準6 教育の成果	2-(28)-27
	基準7 学生支援等	2-(28)-30
	基準8 施設・設備	2-(28)-35
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(28)-38
	基準10 財務	2-(28)-41
	基準11 管理運営	2-(28)-43
<参 考>		2-(28)-47
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(28)-49
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(28)-50
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(28)-52
iv	自己評価書等	2-(28)-57
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(28)-58

I 認証評価結果

群馬県立女子大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 多くの授業は、徹底した少人数教育で行われている。
- 全学生を対象とした教育評価アンケートにより、教育活動全般についての学生全体の達成状況を調査しているほか、国際コミュニケーション学部では、TOE I Cをプレースメントテストとして活用し、各学生の学習の達成状況を確認している。
- 卒業（修了）生に対して実施したアンケートによると、その9割以上は、教育内容に満足している。
- 充実した留学支援制度により、長期・短期それぞれの留学に対して奨学金を交付している。本制度の活用により海外留学をする学生が飛躍的に増えている。
- 就職支援では、キャリアサポートプログラムの下、就職専門員を中心に教員と連携して、各種のガイダンス・研究会・講座・面談等を実施している。進路情報室内に設置された就職情報支援デスクでは、各種の就職関連の書類の添削や面接対策等をきめ細やかに行っている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の2・3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。
- 附属図書館については、蔵書スペースが不足し、照明・空調等についても不十分な状況にある。
- 大学独自の自己点検・評価が十分とはいえない。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学の目的は、群馬県立女子大学学則（昭和 55 年群馬県規則第 11 号）第 1 条に「広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、家庭生活の向上及び地域社会における文化の進展に寄与し、更に国際化社会に対応し得る広い教養と豊かな情操を備えた人材を育成することを目的とする。」と定められている。また、この目的に基づき、当該大学では「国際化した社会にあつて、社会的に自立した光り輝く女性の育成」という教育理念を掲げ、「小さくても個性のある大学」を目標として大学の活性化を進めている。

当該大学の目的は、学校教育法第 83 条に「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」及び「その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」と規定された大学の目的の趣旨を踏まえて定められているものである。また、当該大学は前記教育理念及び目標に基づき、各種の取組により大学の活性化を進めることで、基本的な学習能力に加え、「生きる力」や「社会人基礎力」、「コミュニケーション能力」や「積極性」を育んでいる。

当該大学で実施している「学外講師等外部知的資源の積極的な活用による開かれた授業」、「実践的な語学教育」、「少人数指導による教育活動」、「座学にこだわらない学外教育活動の重視」、「手厚い海外留学支援制度の実施」、「きめ細やかな就職支援」等の数々の取組は、すべてこれらの目的を達成するために行われているものである。

また、当該大学は県立大学であることから、目的に「地域文化進展への寄与」を明示し、地域貢献を強く打ち出していることも大学の目的に係る特色の一つと言える。

さらに各学部・学科・課程の教育目標は、大学ウェブサイトや大学案内等により明示されている。

これらのことから、大学の目的が定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学院の目的は、群馬県立女子大学大学院学則（平成 6 年群馬県規則第 56 号）第 1 条に「新しい知識、情報及び技術があらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を図るとともに、広い視野に立って精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性

が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを教育研究上の目的とする。」と定められており、学校教育法に適合したものとなっている。

各研究科・専攻の教育目標は、大学ウェブサイトや大学案内等により明示されている。

これらのことから、大学院の目的が定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

当該大学の目的は、学則に明文化されており、大学ウェブサイト及び設置者である群馬県のウェブサイトに掲載されているとともに、学生便覧の巻頭と学則等紹介部分にも掲載され、すべての教職員及び学生に対して配付されているほか、教育理念及び目標については、学長が常に大学運営を通じて学内の構成員に対して明確に述べている。

また、当該大学の教育理念と目標については、大学ウェブサイト並びに受験生及び一般人に広く配布される大学案内の学長メッセージにその考え方が明示されているほか、入学式、卒業式等各種式典や学内外の行事における学長挨拶において明確に語られている。

学部、学科、課程、研究科及び専攻ごとの教育目標についても、大学ウェブサイトに掲載されているほか、履修要項に明示され、すべての教職員及び学生に配付されている。

当該大学の学生に、大学の目的を知っていたか否かについてアンケート調査をしたところ、「知っていた」と回答した学生は18.5%と少数であったが、アンケートの実施により認知した学生が79.9%であり、結果として98.4%の学生が大学の目的を理解している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は教育研究の目的を達成するために、文学部及び国際コミュニケーション学部を置いている。昭和 55 年の設立当初は、文学部のみの単一学部の大学であったが、国際社会の進展等、社会情勢の変化に応じて、「国際化した社会にあって、社会的に自立した光り輝く女性の育成」という教育理念を達成するため、平成 17 年 4 月に国際コミュニケーション学部を設置している。さらに、平成 21 年度には、既設の文学部内に、幅広い教養や社会人基礎力の重視等、近年の社会的人材育成の必要性の変化に対応した総合教養学科を設置している。

学部内の構成としては、文学部には、国文学科、英文学科、美学美術史学科及び総合教養学科の 4 学科を置き、国際コミュニケーション学部には、英語コミュニケーション課程、国際ビジネス課程の 2 課程を置いている。課程間の共通科目を多く設定する等、カリキュラムを工夫することにより、学習意欲に応じた柔軟な教育を可能としている。また、文学部の新学科である総合教養学科では、分野横断的なカリキュラム編成をしており、文学部及び国際コミュニケーション学部とも小規模であるが、大学の教育理念を踏まえ、「小さくても個性のある大学」を目指した特色ある教育を行っている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学の教養教育は、各学部の学生が共通で履修できる体制をとっているが、文学部、国際コミュニケーション学部ごとのカリキュラムの中に設定され、文学部では教養教育科目、国際コミュニケーション学部では教養科目として一定の独自性も保っており、学部体制の違いや授業科目の特性が活かされている。

教養教育を専門に担当する教員はおらず、各学部の教員が授業を担当している。

文学部では教養教育運営委員会が毎月 1 回開催され、教養教育科目のカリキュラム編成や教育内容の点検を行っている。一方、教養教育と専門教育の関連性が高く、教員数の少ない国際コミュニケーション学部においては、教養教育専門の組織を設けず、教務委員会が教養教育と専門教育を一括して管理し、企画運営している。委員会は、毎月 1 回開催され、教養教育のカリキュラム編成や教育内容の点検を行っている。学部体制の違いや授業科目の特性を活かし、各々の学部において、教養教育運営委員会、教務委員会が主体となって教育内容の企画、点検を行っている。ただし、教養教育の授業科目は、事実上両学部の共通科目として取り扱っているため、時間割編成等、両学部間の調整事項も多くなっており、全学共通科目としての責任体制が明確でない。

これらのことから、教養教育の体制がほぼ適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程における教育研究の目的を達成するため、文学部に直結する文学研究科を設置し、学部学科編成に応じて日本文学専攻、英文学専攻、芸術学専攻を置いている。また、平成21年度に開設した国際コミュニケーション研究科は、国際コミュニケーション学部と直結するものである。

文学研究科の3専攻及び国際コミュニケーション研究科の1専攻は、高度で幅広い学識・教養を身に付け、様々な分野で文化の発展に貢献し得る人材の育成を目標として構成されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

附属施設としては、附属図書館、外国語教育研究所及び群馬学センターを設置している。

外国語教育研究所は、平成13年4月に設立され、所長、副所長、事務職員、嘱託職員の外国人研究員で構成されている。

当該研究所の役割は、群馬県における外国語教育の拠点として、外国語教育並びに外国語教育の実践に関する調査や研究を行い、当該大学の外国語教育の充実を図るとともに、地域社会に貢献し、国際化社会に対応した人材の育成と国際交流の促進に寄与することとされている。

具体的な業務としては、外国語教育の実践に関する調査研究の結果を踏まえて、平成13年度に『英語能力の向上に関する提言』を、平成17年度に『新・英語能力の向上に関する提言』を、そして、平成21年9月に『2009 英語能力の向上に関する提言』を策定している。また外国語教育の一環として、研究員に学部の英語授業を担当させている。地域社会への貢献としては、外国語教育に関するシンポジウム、講演会の開催、一般県民を対象とした英会話サロンの開催、英語コンテストや小学校教員向け英会話講座の開催等、県及び市町村の教育研究機関と連携を図り、様々な研究や事業を行っている。

当該研究所は、外国人研究員を活かした特色ある事業を展開しており、「小さくても個性のある大学」を目指す当該大学の教育研究活動の一端を担っている。

群馬学センターは、当該大学が平成16年度から提唱している「群馬学」の拠点として、平成21年度に新設した組織で、学長が兼務するセンター長、専任の副センター長（准教授）及び事務職員で構成されている。群馬に関する様々な情報を集約し、群馬の「知」を結集した拠点として、県民が自由に利用できるものとなっており、地域貢献という目的を達成する上で適切に機能していると言える。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会については、学則に定められており、学部ごとに設置されている。その審議事項は学則第7条に具体的に定められている。

また、大学院課程については、大学院学則第4章に必要事項が定められており、研究科ごとに研究科委員会が置かれ、教授会同様審議事項が大学院学則第7条に定められている。

このほか、当該大学には県議会議員ほか県民代表を含む評議会が置かれ、学長の採用のための選考等、大学の重要事項に関する事項を審議している。評議会の審議内容については、群馬県立女子大学条例第8条に定められている。

教授会は各学部において、研究科委員会は各研究科において、原則月1回開催されているほか、必要に応じ臨時に開催されている。評議会は定例的に年におおむね2回開催されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法の充実・改善を図ることを目的に、各学部・研究科に教務委員会（研究科の場合は、研究科教務学生委員会）が置かれ、カリキュラム編成や授業計画等教育内容の実質的な企画・点検を行っている。審議事項は、各々の委員会規程により定められており、月1回の定例委員会のほか、必要があれば臨時に開催している。

委員会は、各学部とも、学部長、各学科長又は各課程長並びに各学科又は各課程から選出された委員で構成されており、各研究科においても、研究科長、各専攻主任及び各専攻から選出された委員で構成されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教養教育の全学的な責任体制が明確でない。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学の専任教員は、平成21年5月現在、56人が在籍している。教員組織編制のための基本的方針については、群馬県立女子大学条例第8条第5項により、評議会の審議事項となっており、当該大学の教員の採用及び昇任の選考の基準並びに教員人事の基本方針等を定めた「群馬県立女子大学教員の選考等に関する規程」を評議会の議に基づき定めている。この規程に基づいて、学長が学部ごとに教員選考に関する基準・規程を定めている。教員採用時の選考については、教育及び研究に関する能力のほか、人物、社会的業績等を審査して行うこととしており、大学運営の視点も含めて議論がなされている。例えば、定年退職者の補充に際しても、機械的に退職者の補充をするのではなく、今後の大学運営を視野に入れて、退職教員の補充及び新規ポストが大学及び学部の将来計画にとって適切であるかどうかを考慮の上、最も適当と判断される部門へ教員を配置している。

教員組織には、教授・准教授・講師のほか、部局長として、各学部に学部長を、各学科又は課程に学科長又は課程長を配置しており、それぞれの単位で教育研究に係る責任を負っている。なお、各研究科には、研究科長を置くとともに、専攻ごとに専攻主任を配置している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任40人（うち教授23人）、非常勤101人
- ・ 国際コミュニケーション学部：専任15人（うち教授7人）、非常勤77人

教員の役割分担としては、各教員の専門分野との関連で授業ごとに最も適当と判断される教員を割り当てている。各学部の中核となる専門科目群については、主に専任教員が担当し、そのほかの授業科目を非常勤講師が担当している。専任教員間では、各学部・学科・課程単位で打ち合わせ会議を月1回開催して

おり、必要に応じて非常勤講師にも出席を請い、教育課程にかかる問題点等についての検討を行うなど、教員間の十分な連携が図られている。

教員の採用に当たっては、教育及び研究に関する能力のほか、人物、社会的業績等を審査して行うこととしており、必要な教員が確保されている。

教育上主要と認められる授業科目には、原則として専任の教授又は准教授を配置している。ただし、一部では、主要な授業科目にも専任講師や非常勤講師が充てられている。これは、当該大学が少人数教育を重視しており、特に国際コミュニケーション学部の英語授業においては、一つの授業科目について、習熟度別の複数クラス制（2～6クラス）としていることによる。同学部の英語授業、中でも主要な授業科目は、クラス数が多く設定されており、当該大学の豊富な専任教員をもってしても、すべての授業を専任教員とすることは不可能である。この場合には、教授・准教授を中心とする専任教員が担当分野ごとにコーディネーター役を担っており、担当する専任講師や非常勤講師と綿密な打ち合わせを行うことにより、授業運営に支障ないよう配慮をしている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 17 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 国際コミュニケーション研究科：研究指導教員 6 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 7 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員採用は原則として公募制をとっている。応募状況をみると、それぞれ募集 1 人に対して時には 100 人を超える人数の応募があり、その中から採用者を決定しているため、優秀かつ当該大学の教育目的に沿った教員の採用が可能であり、組織の活性化につながっている。公募に際しては、年齢や性別を特に指定することはないが、職位別を特定することによって、バランスのとれた教員の年齢構成になるよう配慮しており、教員の年齢構成は、特定の範囲に著しく偏ることなく、全体的にみてバランスのとれた構成になっている。

女性教員と外国人教員の任用については、特に目標を定めていないが、当該大学の目的の一つである「国際化社会に対応した女性の育成」に焦点を当てた国際コミュニケーション学部が平成 17 年 4 月に設置された後は、女性教員と外国人教員の増加が認められ、女性教員については、平成 21 年 5 月現在、最も比率の低い文学部国文学科で 25%であり、他はすべて 30%を超えている。なお、学内で比率が最も高い国際コミュニケーション学部国際ビジネス課程は、50%が女性教員となっている。外国人教員については、文学部に

1人、国際コミュニケーション学部には3人の計4人であるが、このほかに、外国語教育研究所に6人の外国人研究員（嘱託）がおり、英語授業を担当している。また、実践的な英語教育を行う国際コミュニケーション学部では、日本人の教員についても海外の大学で学位を取得した者を多く採用している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

大学全体における教員の採用や昇任基準は、「群馬県立女子大学教員の選考に関する規程」に定められているほか、学部ごとに詳細が定められている。文学部では、「群馬県立女子大学文学部教員選考規程」、「群馬県立女子大学文学部教員採用及び昇任基準に関する申合せ事項」を定めており、国際コミュニケーション学部では、「群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教員選考基準」を定めている。両学部とも教員の採用及び昇任については、選考委員会を設置して行われ、選考委員会の構成員等必要事項については、各学部で定めている。

専任教員の採用に当たっては、教育及び研究に関する能力はもちろんのこと、人物・社会的業績等も審査して行っており、質の高い教員を確保できるようにしている。なお、採用選考時の審査に当たっては、教育についての構想についても審査するとともに、面接及び模擬授業を課して、教育上の指導能力についても評価し、最終的な結論を出している。学士課程の教員の選考基準においては「教育研究上の能力がある」又は「教育を担当するにふさわしい教育上の能力」を持つことが採用の前提となっている。

大学院課程の研究指導教員及び研究指導補助教員については、「研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準」に基づき、研究科人事委員会が資格認定を行っており、研究分野に関して研究指導を行うに十分な高度な教育研究上の能力や研究実績の有無を主な判断基準として実施している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

大学の自己点検・評価運営委員会が教育研究業績等調査を毎年度実施し、教員の教育活動に対する取組状況や研究活動の現状を調査している。その結果は自己点検・評価運営委員会に報告されているものの、自己点検・評価活動への組織的な活用が行われているとはいえない。

これらのことから、教員の教育活動に関する調査は行われているものの、その結果把握された事項に対する取組が十分には行われていないと判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学のカリキュラムは、教育目的を達成するために構成されており、各々の教員は、自身の研究内容と連動した授業科目を担当している。

このことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するために必要な事務職員は、事務局長の下、管理部長、管理部次長、総務係（4人）、会計図書係（5人）、教務係（8人）、学生係（5人）、研究所係（2人）からなり、各々業務に当たっているほか、嘱託の教務補助（7人）が授業準備等の教育支援を行っている。TAについては、組織としては採用していないが、教育活動の一環として、大学院生に、学部生に対するTA的活動を行わせている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教員の教育活動に関する評価が十分に行われていない。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、大学の教育目的に沿って、学部又は研究科ごとに明確に定められている。これらは、大学ウェブサイトに掲載し、広く社会に公表しているとともに、「高等学校教員対象の大学説明会」や教員が直接に高等学校の進路指導担当者と意見交換をする「高等学校訪問」において、当該大学のアドミッション・ポリシーや求める学生像を詳細に説明する機会を設けている。また、出張講義や進路講演会にも教員が積極的に参加し、アドミッション・ポリシーや求める学生像についての説明を行い、さらに大学見学のために訪れる志願者や教員に対して説明し、周知徹底を図っている。

大学院課程では、大学院の目的及び各研究科の特色を学生募集要項に記載して受験生に配布し、周知を図っている。

また、当該大学では特に、大学のアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を行うためにAO入試を実施しており、大学のアドミッション・ポリシーをより具体化させた求める学生像を「AO入学学生募集要項」その他資料に記載するとともに大学ウェブサイトにも掲載することにより、広く一般に公表・周知している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程では、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れ、大学の教育目的を達成するための入学試験として、各学部とも、AO入学試験、推薦入学試験、一般選抜試験（前期・後期）と特別選抜試験（社会人、私費外国人留学生、帰国子女）により入学者選抜を実施している。特にアドミッション・ポリシーに明確に合致する学生の受入のためにAO入試を実施し、志望理由書、自己推薦書等の書類に加え、自己アピール、プレゼンテーションを含めた入学者選抜を行っている。また、より多様で意欲的な学生を選抜するために、入試会場を当該大学会場のほか、東京・仙台の2会場に設定している。

そのほかの入学者選抜の実施方法は、各学部及び文学部の学科ごとにそれぞれ内容が若干異なり、その概要は以下のとおりである。

推薦入学試験では、両学部を通じて、学校長からの推薦書、調査書、面接の成績を総合して選抜するほか、文学部国文学科・英文学科においては小論文、美学美術史学科においては、小論文又はデッサンも加

えている。両学部とも面接や小論文により、アドミッション・ポリシーに沿った学生を見出している。

一般選抜試験は、大学入試センター試験の成績と、大学が実施する個別学力検査の内容により総合的に選抜している。この場合は、学力審査が主となるが、よりアドミッション・ポリシーに沿った選抜が可能となるように、個別学力検査においては、小論文や面接等を取り入れている。

大学院課程では、大学院の目的に沿い、一般選抜、私費外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜に加え、生涯学習や社会人の再学習に対する社会的要請にこたえるため、55歳以上の熟年世代を対象としたシニア特別選抜を行っており、いずれも学力試験、研究計画書、志望理由書等を総合して選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

私費外国人留学生、社会人、転・編入学生についても、全体のアドミッション・ポリシーに沿って、受入を実施している。

私費外国人留学生特別選抜においては、出願書類及び面接を中心に学部ごとに専門科目試験、日本学生支援機構が実施する日本留学試験の結果等を総合して選抜している。社会人特別選抜においては、文学部では学力試験、面接及び出願書類により審査し、国際コミュニケーション学部では、面接により学習意欲を評価して選抜している。

転・編入学試験においては、文学部が、学力試験、面接及び出願書類の審査結果により総合的に選抜し、国際コミュニケーション学部は、面接により英語力、思考力、表現力及び学習意欲等を評価して選考している。

いずれの入学者選抜方法においても、知識を問う試験問題のほか、面接を行うことにより、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を行っている。国際コミュニケーション学部においては、面接重視が顕著であるが、これは、より個性豊かでチャレンジ精神旺盛な学生を求めるというアドミッション・ポリシーに沿っているものである。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-3③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜試験の実施に関連する事項は、専門機関である入学試験委員会を学部ごとに設置しており、それらが学部ごとの入学試験を全般にわたり所掌し、募集要項の作成から、試験問題の作成・管理、選抜試験の実施まで、公正を旨として実施している。実施体制としては、選抜方法ごとに、学長を本部長とし、各学部の入試委員会委員を中心とした全学体制の入学者選抜試験実施本部を設置し、当該実施本部が試験実施の全般にわたり掌握している。試験問題は、試験作成担当者を中心とした作題委員会が作成し、点検係の教員による点検作業を経て、最終決定会議で決定される。また、試験監督、警備等の諸業務に関して実施要領等を作成し、関係者に対して説明会等により周知徹底した上で、適切な実施体制で臨んでいる。

合否判定に関しては、各学部の入試委員会、各学部の全教員による合否判定会議を経て学長が決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

当該大学において、アドミッション・ポリシーを明示し、それに則った入学試験を実施したのは平成 17 年度入試からであり、受入学生の追跡調査等による検証は緒についたところであり、各学部の入試委員会が入学者選抜の結果に基づいて、実施状況についての分析や改善課題の検討を進めている。

各学部とも、各学科における入学試験実施後の反省、議論を入試委員会が取りまとめ、教授会において改善点を議論する。その際には、県内高等学校を中心とする校長、進路指導教員に対する大学説明会での意見聴取、教育実習巡回を含める高等学校訪問での意見等、外部者からの意見も考慮に加え、改善策を検討している。

平成 21 年度入学者選抜における具体的な改善策としては、文学部AO入試の面接試験に自己アピールの時間を設けた点、3 学科ある文学部の入試（一般選抜前期日程）について効率的に試験時間を配分し、試験終了時刻を繰り上げた点、文学部英文学科推薦入試について、高等学校教員からの要望を反映して英語で書かせていた小論文を日本語に変更した点、出願書類の内容を精査し、簡素化した点、大学のイメージを視覚的に伝えるために学生募集要項に大学の写真を掲載した点等が挙げられる。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 21 年 4 月に設置された文学部総合教養学科、国際コミュニケーション研究科については平成 21 年度の 1 年分、また、国際コミュニケーション学部（2・3 年次編入）については平成 19～21 年度の 3 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 文学部：1.22 倍
- ・ 文学部（3 年次編入）：0.73 倍
- ・ 国際コミュニケーション学部：1.23 倍
- ・ 国際コミュニケーション学部（2・3 年次編入）：0.33 倍

〔修士課程〕

- ・ 文学研究科：0.71 倍
- ・ 国際コミュニケーション研究科：0.40 倍

国際コミュニケーション学部（2・3 年次編入）及び国際コミュニケーション研究科（修士課程）については入学定員充足率が低い。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の 2・3 年次編入及び大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の 2・3 年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。

5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。

5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学の学士課程の授業科目は、学則第8条により、教養教育として「教養教育科目又は教養科目」、専門教育として「専門教育科目又は専門科目」に区分され、そのほか教職等の科目として「教職に関する科目」、「博物館に関する科目」に区分されている。教養教育、専門教育とも「又は」となっているのは、文学部と国際コミュニケーション学部で呼称がそれぞれ異なることによるが、教養教育と専門教育に分かれ、教養教育が大学教育の基礎となり、専門教育において段階的に専門性を強めていくことにおいて共通である。

教養教育は、文学部で教養教育科目、国際コミュニケーション学部で教養科目と名称は異なっているものの、事実上学部共通科目として、各学部の学生は自由に履修することができ、前述した大学の目的の中で、学生に「広く知識を授ける」役割を担っている。

教養教育の授業科目の必修単位数及び卒業要件に対する割合については、文学部が、国文学科で20単位(16.1%)、英文学科で16単位(12.9%)、美学美術史学科で40単位(32.3%)、国際コミュニケーション学部が20単位(16.1%)となっている。

文学部の教養教育科目は、大学生活の基本を少人数で学ぶ「基礎ゼミ」、日本語や日本文学を通して豊

かで自律的な日本語表現能力を身に付ける「日本語表現プログラム」、芸術に親しみ、実際に体験する「芸術プログラム」、自然科学から人文科学、社会科学にまたがる 60 以上の科目からなる「教養科目」、英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、中国語、日本語（日本語を母国語としない学生のみ履修することができる。）からなる「外国語科目」及び「体育実技」の科目群により構成されている。

国際コミュニケーション学部の教養科目は、「日本社会や国際社会の多岐にわたる問題を深く理解し、自分と社会のあるべき方向を模索する知性豊かな社会人を育む」ことを教育方針として「学部の専門科目を学ぶための基礎科目」として位置付け、人文科学、社会科学、自然科学、外国語（ハングル、ポルトガル語）等多岐にわたる「教養科目」、英語資格試験対策講座や企業関係者を招へいする講義科目からなる「教養科目（実践コース科目）」により構成されている。

また、両学部通して、広い教養と豊かな情操を備えた人材育成のために、多様な公開授業を充実させ、各分野を代表する一流の講師を招いて地域県民とともに学ぶ機会を豊富に提供しており、これらは、当該大学の大きな特色の一つとなっている。各学部・学科・課程の専門教育は、各々の教養教育の内容をさらに発展させ、段階的に専門領域を深めていく構成となっており、大学の目的の「深く専門の学芸を教授研究する」役割を担っている。

専門教育の授業科目の必修単位数及び卒業要件に対する割合については、国文学科 64 単位（51.6%）、英文学科 85 単位（68.5%）、美学美術史学科 50 単位（40.3%）、国際コミュニケーション学部 75 単位（60.5%）となっている。

文学部国文学科では、日本語学、日本文学、中国文学（漢文学）、日本語教育学の 4 分野を専攻分野としており、それぞれの分野について、概論・講義・演習等の科目群が設置されている。また、高等学校教育と大学教育との橋渡しの役割を果たす「基礎講読」も置かれている。さらに、日本語・日本文学と密接な関係のある日本文化関係の諸科目や、地元群馬の言語・文学・文化に関する諸科目、日本語教員養成に関する諸科目も設置されている。

文学部英文学科では、英米文化、英米文学、英語学の 3 分野を専攻分野としている。また、これらを専攻する前提として英語能力が求められるので、英語基礎演習や英語コミュニケーション関係の諸科目が置かれている。前記の 3 分野については、講読・基礎講義・講義・演習等の科目群が設置され、基礎からより高度な内容へ進めるように年次配当がなされている。

文学部美学美術史学科では、美学理論、歴史、実践の 3 分野を中心として教育しており、前記の 2 分野については、概論・概説・特講・演習等の科目群が設置されている。実践は、絵画・デザイン・彫塑・工芸からなっている。また、美術館、博物館及び各地の機関と密接な連携を保ちながら、豊富な参考資料と視聴覚教材を駆使して立体的な教育を行っている。

平成 21 年度に新設された文学部総合教養学科は、幅広い教養の習得を目指し、分野横断的に設定した 4 つのプログラムを核として、歴史、哲学、心理、環境、情報メディア等の内容を含む多様な授業科目を開設している。

国際コミュニケーション学部は、英語コミュニケーション課程と国際ビジネス課程からなるが、1 年次は課程共通とし、2 年次から課程ごとに分かれる仕組みである。課程別に分かれた後も学部共通科目を多数設け、学習意欲に応じて往来のしやすい柔軟な組織となっている。専門科目は、専門基礎科目・基幹科目・展開科目を用意し、基礎から発展的内容まで体系的に学修できるようにしている。具体的には、英語運用能力養成を 1、2 年次に徹底的に行い、さらに学生の興味に応じて英語学、言語学、国際文化、経営・金融論等を幅広く学修し、専門を追求できるよう教育課程が編成されている。教育課程の基本となる英語運用能力を身に付けさせるための科目群においては、英語の 4 技能（読む・聞く・話す・書く）をバラン

スよく体系的に習得させるために、段階を追って履修できるようカリキュラムを構築している。

また、同学部では、企業において英語能力の指標となることが多いTOE I Cを学習管理及び目標に活用している。学習管理としての活用は、学期ごとにTOE I Cを実施し、そのスコアに授業中の学習態度等を加味して、習熟度別クラス編成を行い、各学生のレベルに合わせた授業が展開できるようなシステムを導入している。学習目標としての活用としては、学部生全員に対して、多くの企業で英語の適切なコミュニケーションができるレベルとされている730点を目指すことを目標として掲げさせ、TOE I C対策の授業科目を設定している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各教員は、教育内容と関連する研究活動を行っており、研究活動の成果を授業のテキスト等に活用している。

また、当該大学では、各国の駐日大使をはじめ各界の著名人・文化人・経済人等、外部知的資源を活用したオムニバス形式の授業を多数開講しており、学内にいながら、日本における学会での最新の見解や現代社会情勢はもとより世界の最新の情報や現場の知識を得ることができるよう様々な工夫を凝らしている。

単位互換制度については、高崎経済大学、前橋工科大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学、共愛学園前橋国際大学、放送大学、群馬大学との単位互換制度が設けられている。ただし、群馬県では公共交通機関が発達していないという事情もあり、学生の積極的な活用には至っていない。

このほかには、学生が職業に就いている等の事情がある場合、長期にわたる教育課程の履修を認めている。

学生に社会的経験をさせるため、海外留学中の単位やインターンシップ、ボランティア活動等の様々な学外活動を授業科目の単位として認定している。

当該大学では、「国際化社会に対応し得る広い教養」を身に付けた人材の育成のため、留学支援を積極的に行っている。その中核となる「海外留学支援プログラム」は、以下のとおり画期的なものである。

- ・ 留学先が大学と留学協定締結をしているか否かを問わず、学生の申請により短期留学の場合は20万円、長期留学の場合は40万円の範囲内で奨励金を給付。
- ・ 留学の期間は在学期間として算定され、期間中の留学先での修学内容は、大学の授業科目の単位として認定。
- ・ 通常、交換留学協定校以外へ留学した場合には、大学の授業料と留学先の授業料が必要となるが、当該プログラムにおいて、大学の授業料を免除。

留学前の準備支援としては、特に長期留学を目指す学生に対する教育上の支援として、1年次から履修可能な「TOEFL対策講座」を開設するとともに、留学希望者を対象とした留学説明会を留学出発前までに3回開催し、学生の具体的な希望の集約、留学先、滞在中の注意事項、留学手続きに関する相談等、提携の旅行会社職員も出席し、留学に関する様々な相談に対応している。

この支援事業の開始により、留学実施者は飛躍的に伸び、毎年100人程度が海外留学を体験し、平成19年度には学部生の総定員の16.2%である123人に及んでいる。

なお、留学者のうち、毎年数人は、海外のボランティア活動を行っており、リトアニアでの青少年育成活動やフィリピンにおけるNPO法人ACTIONを通じた学校での交流研修、タイにおけるBBI日本

語教師派遣プログラムによる日本語教師助手研修、インドのマザー・テレサの施設におけるボランティア参加等の実績がある。この支援事業の参加者からは、英語運用能力の向上、国際政治への関心の高まり等の効果に加え、海外に出たことで逆に日本への関心が高まったという意見が多く、学生の学習意欲高揚に大きな効果が認められている。

文学部では、教養教育科目の中に「実社会とキャリア」という科目群を設け、インターンシップや海外実地研修及びボランティア関係を単位認定するための授業科目を置いている。また、総合教養学科では、特に社会的ニーズを意識し、近年若者に不足していると言われるコミュニケーション能力、積極性、社会人基礎力等の「知を活かす力」＝「総合教養力」の習得を目指し、学生自ら学外に出て特定のテーマにより様々な学習活動を行うフィールドワークや、読書を活用した授業科目を設定するなどの工夫を行っている。

社会での実践的な能力を重視する国際コミュニケーション学部においては、学生の就職希望の多い業界の現役企業関係者や企業幹部経験者を招へいた授業科目や、就職のための授業科目からなる「ビジネスキャリア・コース」を設け、学生ニーズや社会からの要請にこたえている。また、様々な学外活動等の学生の自律的な学習活動を「自律学習」として単位認定しており、その内容は、インターンシップ、国際交流活動、ボランティア活動、地域社会体験実習、企業等体験学習等、多岐にわたっている。このほか、「自律学習」は各種資格試験や検定試験の成績による単位認定や様々な学生の自発的な学習活動、補充教育等にも活用されており、資格試験等による単位認定では、英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、中国語といった外国語の分野だけでなく、秘書検定、日商簿記検定、日本漢字能力検定、日本語文章能力検定等、様々な分野にわたっている。

資格試験等の成績による単位認定については、学生の要望もあり、文学部でも拡大する方向で検討を進めている。

補充教育については、国際コミュニケーション学部では、TOE I Cでおおむね350点以下の英語が不得意な者を対象に専任教員による個別指導を行っている。

転・編入学に関しては、他大学からの転編入と他学部からの転部を受け入れており、その単位認定も積極的に行っている。また、学生の学習意欲に応じて学科間・課程間の異動も認めているほか、当該大学に入学する前に修得した単位等も認定している。

大学院修士課程との連携に関しては、大学院の授業科目を、文学部各学科専門教育科目の「専門共通特講」として開放しているほか、演習科目には、大学院との共通科目として開講しているものが多数あり、大学院生が各部学生に対してTAの役割を果たすことによって、学部生が大学院生から研究姿勢を学び、様々な刺激を受けるという効果が認められる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

両学部において、学内規程により、「単位算定の基準」を定めており、履修要項に明記している。講義科目については、15時間の授業をもって1単位とし、演習については、30時間の授業をもって1単位とするのを基本としている。学年暦作成に当たっては、授業時間を1学期間で15コマ確保することに留意しているほか、休講に対応するために、学期末に補講期間を設け、授業時間の確保に努めている。加えて、教員が積極的にレポート等の課題を課すことで単位の実質化に努めている。

また、当該大学では各教員が授業に係る予習復習に対する指導を強く行っており、平成20年度前期に

行った授業評価アンケートでは、予習・復習をよく行ったと回答した学生が約 51%であったのに対し、あまり行わなかったと回答した学生は約 15%にすぎないという結果が出ている。

国際コミュニケーション学部では、学生の主体的な学習を推奨するため、通常の形式の授業に加えて様々な「自律学習」を設けているが、これは、学習・活動時間 30 時間をもって 1 単位とすることを基本としている。

学生に対する履修指導は、毎年度当初のガイダンスや各教員のオフィスアワーにおいて行っているほか、学年担任を各学年 2 人ずつ置き、学生の履修指導にも当たらせている。履修単位数の上限は、制度としては設定していないが、国際コミュニケーション学部では、教職科目等を履修している場合を除き、履修単位数は 1 学期間 24 単位、年間 48 単位以内に抑えることを強く推奨している。各授業では、課題やレポートを課すなどにより、授業時間外の学習時間の確保に努めている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当該大学は少人数教育を特徴の一つとして掲げており、それは多くの授業で実現している。全科目の受講者数の分布を見ると 100 人を超える授業はわずかに 0.5%にすぎず、その一方で 20 人以下の授業が 70%以上を占めている。

文学部においては、基礎演習や専門科目の演習は、学生の発表やそれに関する対話・討論を中心とした少人数授業で行われている。また、1 年次生に必修の「論理的思考と表現」は、論理的な思考法と文章表現力とを養うことを目的とした授業であるため、これも 1 クラス 15 人程度で構成され、きめ細かい指導が可能となっている。外国語科目の「英語」は習熟度別にクラス編成が行われている。

国際コミュニケーション学部においては、英語科目では、学生参加型の演習形式がとられ、英語科目以外の専門科目では、演習形式のゼミナールを除き、主として講義形式がとられている。英語科目では、少人数制を徹底しており、学年を 3 分割（英文法等、1 クラス 22~27 人程度）、4 分割（リスニング・リーディング等、1 クラス 16~20 人程度）、6 分割（スピーキング・ライティング等、1 クラス 10~13 人程度）して授業を行っている。なお、これらの英語科目は、毎学期実施する TOEIC のスコアを基にした習熟度別クラス編成となっている。また、1 年次前期の授業として設定されている科目で大学での学修のための基礎技術を学ぶ必修科目「人文社会科学入門（基礎ゼミ）」においても、10 人以下の少人数制が実施されている。演習形式のゼミも、1~12 人程度の規模で、個々の学生に目を向けながら指導がなされている。

学習指導法の観点から見ると、様々な授業でパソコン・AV 機器・レジュメ等を用い、双方向的な方法がとられている。特に国際コミュニケーション学部の英語科目では、CALL (Computer Assisted Language Learning) 教室を頻繁に使用して、AV 機器やコンピュータソフト、インターネットを利用した様々な指導法を実施している。さらに、英語科目の 7~8 割で、英語のネイティブスピーカーが英語のみによる直接法の授業を実施することによって、コミュニケーション的な英語力の養成に努めている。その効果は、TOEIC スコアの大幅な上昇からも見てとれる。また、両学部における情報関係の授業でも、情報機器を使用した実践的な指導が展開されている。加えて、授業の一部に、博物館等へのフィールドトリップを取り入れているものもある。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全校で統一した形式でシラバスを作成し、毎年、履修要項に記載して全学生に配付しているほか、大学ウェブサイト上でも公開している。各授業のシラバスは、統一の記載事項として、授業目標・授業概要・授業計画・テキスト・参考文献・成績評価の方法のほか、使用する機器等・準備のための学習の指示や学生への要望、注意事項等を記述することになっている。

平成 20 年度に全学部の学生を対象に実施したアンケート調査によると、シラバスについて、回答者の 92.6%が「役立っている」と回答している。科目内容を把握したり、履修計画を立てたりするのに役立てており、内容について「不満」又は「非常に不満」と回答した学生は、わずか 4.6%のみであった。ただし、一方ではシラバスと授業内容が一致していないという不満もある。また、情報量の不統一や記載内容の精粗など、改善すべき点もある。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿っておおむね適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

文学部では、英語の授業において習熟度別クラス編成が行われているほか、各学科とも高等学校教育と大学教育との橋渡しの役目を果たす基礎科目が設定され、各々の授業においては、教員が予習復習についての指導を行っている。国文学科と総合教養学科においては、自主学習に特別な配慮をした授業科目を設定している。国際コミュニケーション学部では、カリキュラムの重要な部分を占める英語教育において、習熟度別クラス編成と学力不足の学生への個別指導を制度化している。自主学習への配慮については、「自律学習」により、リーディングやリスニング等の英語の諸分野の学習のほか、各種資格試験・検定試験の成績に対して単位を認めることにより、学生の自主的な学習を促進している。

さらに、自主学習のために各種の施設を学生に開放している。

基礎学力不足の学生への配慮としては、大学生生活フォロー面談制度を確立し、支援担当の教員及び事務職員が指導に当たっている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-2⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

単位修得の認定及び学修の評価に関しては、学部ごとに規程を策定しており、ともに学生便覧に記載さ

れているほか、学修の評価に関しては、履修要項に明記されており、試験の種類に関する詳細と学業成績の評価・単位修得の認定等についての説明がなされている。また、各授業科目の成績評価の方法は、シラバスに記載されている。

卒業認定については、学則第 13 条第 1 項に定められており、これは学生便覧に記載されているほか、学部ごとに在学期間・修得単位に関する卒業要件を詳しく履修要項に記載している。

具体的には、成績評価は、試験及び平素の成績から総合的に行われている。具体的な成績評価方法が、科目ごとにシラバスの「成績評価の方法」の項目に明示され、それに基づいて各教員が成績評価・単位認定を行っているため、成績評定の透明性が確保できている。また、成績評価の厳密性や成績基準のある程度の統一性を担保する意味から、当該授業時間数の 3 分の 2 以上出席していない者には、期末試験を含む試験の受験を認めていない。

卒業認定に関しては、卒業に必要な修得単位数 124 単位を満たしているか、必修科目の単位修得状況や科目区分ごとに設定された単位数の条件を満たしているかなどについて、教授会での審議を経て行われており、認定の適切性は確保されている。なお、文学部においては、総合教養学科を除き、卒業論文・卒業制作が卒業要件になっているが、それぞれの学生について、主査・副査による口述試験を実施して成績の原案を作成し、それを、各学科構成教員の合議を経て評価を行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

従来から学生の申し出により事実上行われていた成績評価に関する確認申請を平成 20 年度から制度化し、明文化している。この制度では、学生は成績評価に関して異議がある場合、原則として成績通知書の交付後 2 週間以内に限り、当該成績評価の確認申請を行うことができる。確認申請が行われると事務局から当該授業担当教員に連絡し、授業担当教員は、採点ミス等がないかを再確認する。ここまでの過程で成績修正に至らなかった場合、各学部教務委員会が授業担当教員及び申請した学生から意見を聴取し、当該成績評価の妥当性について判断を下している。教務委員会で議論された結果は、申請した学生に対して文書により回答される。

この制度は、学生と教員が直接接触することを必要としないため、学生にとってより活用しやすい体制を整備するとともに、教務委員会による調整を経ることにより、成績評価の透明性・正確性を高めている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院課程は、教育目的に沿って設置された各学部の教育をより深めるため、文学研究科及び国際コミュニケーション研究科を置いており、その教育課程編成の趣旨は以下のとおりである。

・ 文学研究科

それぞれの専攻は、基礎研究を中心とした学術研究を推進するとともに、その高度化と国際貢献とを視野に入れつつ、高度の研究能力や専門知識を培って研究者の道に進もうとする人、高度の専門能力を身に付けたり専修免許状を得たりして社会の様々な分野や職域で活躍しようとする人、生涯学習の一環として自分に関心を持っている研究テーマを論文・著書にまとめようとする人など、高い目的

意識を持つ多彩な人々の欲求に広くこたえられるよう、教授陣や教育研究環境の充実をはかっている。

- ・ 国際コミュニケーション研究科

知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養を持ち、国際化社会に対応できる国際感覚と英語のコミュニケーション能力を備えた高度な教養人を養成する。また、高度なコミュニケーション能力や多様な国際ビジネス関連知識を備え、国際社会において即戦力として活躍できるリーダーを育成する。地域貢献の視点から企業推薦入学試験を実施し、県内海外進出企業の幹部候補者等も社会人学生として受け入れ、高度な英語コミュニケーション能力と異文化知識を身に付けた職業人を養成する。

文学研究科は、日本文学専攻、英文学専攻、芸術学専攻の3専攻からなり、各分野において研究（講義）・演習・個別研究指導といった授業を用意している。各学生が自身の研究テーマに即して授業を選択することが可能であり、またテーマに隣接する分野の授業を選択することも容易な授業編成となっている。

個別研究指導により、個々の学生と教員とが向かい合っており、各学生の研究テーマを具体化し、修士論文・修了制作研究・課題研究として完成させるべく、1年次から指導が行われているほか、多様な学生の入学への対応を考慮して、導入的役割を果たす科目を設置している。また、社会人としてバランスの取れた教養を体得した人材を涵養するために、特定の専攻に偏らない共通科目群が設置されており、それらの授業が「高度な教養教育科目」としての役割を果たしている。

国際コミュニケーション研究科は、平成17年度に設置された国際コミュニケーション学部が完成年度を迎えたことに伴い、平成21年度に新設されている。教育目標に沿い、複雑化・多様化する国際社会のリーダーとして、また、海外進出企業や外資系企業の即戦力として活躍し得る人材の養成を目指し、社会人が働きながら、専門的で高度な英語運用能力とそれを駆使して国際社会で活躍できるビジネス知識を学べる弾力的なカリキュラム編成となっている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院では、学校、官公庁、企業等に現に在職している者が入学する場合に、1年次のみ通常どおり授業に出席し、2年次には勤務先に復帰して、平常の勤務をしながら、夜間、週末、長期休業期間等の授業による履修を認める特例を設けている。

文学研究科では、導入的授業を設置することによって、幅広い学生層を受け入れられるよう努力しており、生涯教育が強調される時代の要請にこたえる教育課程の編成となっている。また、各教員が無理に指導や授業で扱う分野の範囲を広げているのではなく、研究活動を基礎として教育にその成果を反映させ、教員個々の研究分野に近い授業が行われており、各々の専任教員が自己の研究分野に即し、学会の研究動向を反映した授業を行っている。そのほか、芸術学専攻においては、県立美術館の協力を得て、学生を企画段階から参加させ、協同企画展を開催し、企画から作品選定、運搬、展示を行い、パンフレットに掲載する各作品の解説執筆までを学生に分担させるという、ユニークな試みを行っている。

国際コミュニケーション研究科では、社会人特別選抜、シニア特別選抜のほか、地域貢献の視点から企業推薦入学試験を実施し、県内海外進出企業の幹部候補者等も社会人学生として受け入れ、高度な英語コミュニケーション能力と異文化知識を身に付けた職業人の養成を目指す等、社会人の学習ニーズに対応した教育課程編成となっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

1 単位あたりの授業時間については、学内規程により定め、教育課程の概要を年度当初のガイダンスで説明している。社会人学生やシニア学生等で、勤務しながら通学する学生で2年間以上の長期履修を希望する学生に対しては、個別の履修指導を行っている。

個々の学生の将来の希望や学術興味の方向を確認し、主・副指導教員との協議によって、過密な履修状態に陥ることを防ぎ、当該学生が自主的な学習をしやすい、無理のない系統的な履修計画を行えるよう履修指導をしている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

両研究科とも、大部分の授業は少人数制で、担当教員の研究室で行っており、少人数制の利点を生かし、教員と学生又は学生相互のコミュニケーションを軸にしながら、講義科目や演習科目、実技科目を配している。教員と学生との綿密な対話や学生相互の討論により、教員からの細やかな指導が受けられる状況にある。情報機器や視聴覚機器を活用する授業も行っている。

文学研究科では、ほとんどの分野で講義科目と演習とをセットで設置し、演習にも講読型と発表型の様々な態様を揃えている。また、芸術学専攻の授業では、視聴覚機器やパソコン等を活用した授業を行っている等、多様な形態の授業を用意している。

国際コミュニケーション研究科は、社会人が働きながら学べる弾力的なカリキュラム編成を特色としており、講義の平日夜間開講、夏季休業期間中の集中講義、インターネットを活用した研究指導を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院のシラバスは、学士課程と同様に作成し、学士課程と同一の冊子にまとめている。平成20年度に全大学院生を対象に行ったアンケート調査結果によると、91.3%の大学院生が、履修の際に役立ったと回答しており、内容面での不満を持つと回答した学生は、皆無であった。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間大学院としての形態はとっていないが、通常の時間帯に授業を履修できない社会人学生のために、6時限（18時から19時30分）や土曜日に授業を設定して、履修の便宜を図っている。

また、学生が職業に就いている等の事情がある場合、在学期間を最長6年までとする長期履修制度を設

置している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

文学研究科では、大学院文学研究科規程第3条に基づき、各々の学生にその研究テーマに即した、あるいは隣接する研究分野の教員2人を主指導教員、副指導教員として定め、主として「個別研究指導」の時間に研究指導を行っている。国際コミュニケーション研究科では、大学院国際コミュニケーション研究科規程第3条に基づき、各々の学生にその研究テーマに即した、あるいは隣接する研究分野の教員を指導教員として定め研究指導を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

文学研究科では、研究指導の取組として、主指導教員、副指導教員による複数指導体制を置いているほか、一部の演習科目を学部との共通科目に設置している。これは、授業内における学部生に対するTA的活動を通じて、大学院生の能力の育成を期したものである。

学位論文指導としては、「個別研究指導」を行っている。「個別研究指導」は、1年次からカリキュラム化して時間割に掲載しており、修了年次には、実質上、修士論文指導・修了制作研究指導・課題研究指導として機能する。「個別研究指導」の運用は各学生の学習や生活様態に従って、時間割枠に限定されることなく指導教員との協議によって弾力的になされている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価、単位認定、修了認定の基準については、学士課程同様、学内規程に定めており、その要点を学生に周知している。また個々の授業における成績評価は、シラバスの「成績評価の方法」の欄において評価の観点を周知している。

成績評価基準・修了認定基準ともに学生便覧や履修要項によって学生に十分周知しており、成績評価及び修了については各教員が原案を作成し、研究科委員会で基準に従って認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

修士論文等に関しては、修士論文要項を研究科ごとに策定し、オリエンテーションにおいて学生に配付・周知している。論文審査は、主指導教員・副指導教員及びその研究を審査するに相応しい者からなる3人で行っている。審査担当者は、論文を精読し、30分程度の口頭試問の後、論文内容や口頭試問内容及び成績を報告書としてまとめ、その審査結果については、専攻ごとの専攻会議に諮った上で審査結果の要旨を研究科委員会に報告し、最終的に研究科委員会で学位授与の可否を審議している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学士課程同様、従来から学生の申し出により事実上行っていた成績評価に関する確認申請制度を、平成20年度から制度化している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 多くの授業は、徹底した少人数教育で行われている。

【改善を要する点】

- 学士課程のシラバスに情報量の不統一や記載内容の精粗がみられる。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
--

当該大学の教育目的、カリキュラム内容、教育活動の取組等、大学の教育活動全般についての学生全体の達成状況を調査するため、平成17年度及び平成20年度に全学生を対象に「教育評価アンケート」を実施している。平成17年度実施の結果については、自己点検・評価運営委員会において学部ごとに評価を行い、平成20年度実施分については、学士課程では学部ごとに、大学院課程では、大学院全体として評価作業を実施している。

また、各学部・学科・課程の取組として、国際コミュニケーション学部では、TOEICをプレースメントテストとして活用しており、半期に1回、原則としてすべての学生がTOEICを受験し、当該テストの結果によって習熟度別クラスを編成している。さらに、同学部では、入学から卒業までに、TOEIC730点（多くの企業において海外赴任の目安として使用される点数）を学部生全員が達成することを目指し、TOEIC対策の授業科目を開設している。文学部美学美術史学科では、実技指導及びその検証評価活動の一環として各種のコンテスト等への応募を奨励している。

これらの取組を踏まえ、大学では、各学部の教育の達成状況、その他学生として優れた業績を成し遂げたと認められた個人や団体を対象とした学長表彰制度を設けており、各学部長が年度末にその達成状況を検証・評価して、学長へ推薦した者を表彰している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17～20年度において、学士課程では、標準修業年限内での卒業者が80.66～90.35%で推移しており、各学部においても毎年度80%を超えている。また、大学院課程では標準修業年限内での修了者が53.30～85.71%で推移している。平成19年度卒業者の単位修得率は、文学部国文学科84.9%、英文学科93.2%、美学美術史学科85.2%となっている。

そのほか、特記すべき教育の成果の例として、TOEIC得点の伸び（国際コミュニケーション学部）を挙げると、平成18年度入学者の入学時の平均点は500点であったが、3年次の平成21年1月時点の平均点は745点と250点近く上昇している。これについては、地元新聞のほか、TOEIC運営委員会会報においてTOEICを活用した効果的な教育の例として取り上げられている。文学部では、美学美術史学科の学生のコンテスト等受賞件数が、年度経過に伴い増加してきており、こちらもたびたび地元新聞等に

取り上げられている。

「小さくても個性のある大学」を目標として大学の活性化を進めている当該大学の教育は、学生の学習へのモチベーションを高めることを目指している。個々の学生の学習意欲を高めた結果が、これら顕著な教育成果に現れているものと理解されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生全員を対象に行った平成20年度教育評価アンケートの結果、大学の教養教育に「非常に満足」、「満足」、又は「普通」と回答した学部生は93.5%、専門教育について同様に回答した学部生は88.3%、大学の教育内容全般について「非常に満足」、「満足」、又は「普通」と回答した学部生は91.5%（大学院生では100%）であった。当該大学に在籍したことによって、将来に生かせる知識、能力が身に付いたかとの問いに対しては、80.2%の学部生が「身に付いた」（大学院生では95.7%）と回答している。

教育評価アンケート及び卒業生・大学院修了者のアンケート結果は、教育の成果や効果が上がっていることを示している。その一方で、当該大学の教育内容について不満を持っている学生もあり、教育の成果や効果をより高めるために、さらに検討する余地がある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程における就職希望者に対する就職率は、毎年90%を上回り、全国大学平均を上回っている。また、大学院等進学希望者に対する進学率は、平成16年度以降100%と高率で定着している。

就職の状況としては、一部上場企業への就職率が年々上昇している。教育目的の実現のための大学改革により、平成17年度に新たに設置された国際コミュニケーション学部の第1期生の内定企業に占める東証一部上場企業数の割合は、50%に迫る勢いとなっている。

教員採用者は、従来の非常勤教員中心から、正規採用中心へと変化している。公務員採用者数は、平成19年度に激増している。また、これらの内定先について、卒業生に対して行ったアンケートによると、平成19年度卒業生では、7割以上の者が第一志望であったと回答している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成20年3月に大学又は大学院を卒業又は修了した者に対して、大学の教育内容についての満足度を尋ねたところ、学部卒業生については、回答者の95.3%が「満足」又は「やや満足」、大学院修了生については、回答者全員が「満足」と回答している。また、平成20年度から、卒業生から大学運営に関する意見を直接聴取する機会として、学長、各学部長の出席の下、「卒業生の意見を聴く会」を実施している。出席した卒業生と学長、各学部長との間で、活発な意見交換がなされ、卒業生からは、今後の当該大学の在り方についての要望等が出されているほか、近年の大学の取組に対する評価や、当該大学の教育が社会に出てから有益であったとの意見が出されている。

そのほか、卒業生については、求人依頼のために大学を訪れる就職先企業関係者から「大変よい」との

評価を受けることが多く、企業側からの評価も高い。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学生を対象とした教育評価アンケートにより、教育活動全般についての学生全体の達成状況を調査しているほか、国際コミュニケーション学部では、TOEICをプレースメントテストとして活用し、各学生の学習の達成状況を確認している。
- 卒業（修了）生に対して実施したアンケートによると、その9割以上は、教育内容に満足している。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

授業科目の履修手続きに関するガイダンスについては、入学式の翌日に、全学生を対象として、内容によって合同あるいは各学部・学科・課程ごとに実施している。特に、新入学者に対しては、入学式当日の学生生活に関するオリエンテーションに引き続き、授業科目の種類ごとに詳細なガイダンスを行っているほか、各学部・学科・課程ごとに一泊の研修行事を実施している。一泊研修では、教員や上級生によって、各種オリエンテーションや履修上のアドバイス等が行われており、きめ細やかな対応がなされている。また、2年次から課程別に分かれる国際コミュニケーション学部では、課程選択のためのガイダンスやゼミ選択のためのガイダンスを実施している。

ガイダンスについては、全学生を対象とした教育評価アンケートにより、その有効性を確認しており、91.4%の学生が、ガイダンスやオリエンテーションについて、「非常に満足」、「満足」、又は「普通」と回答している。有益でなかったと回答した者からは、改善すべき点を記載させ、次年度のガイダンスの改善に役立てている。さらに上記のガイダンスのほか、教務委員や学年担任の教員、事務局の教務係等が丁寧に履修相談に応じている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

当該大学は、学生数に比して教員数が比較的多い大学であるため、教員と学生の距離が近く、常に個々の教員が学習支援に関する学生のニーズを把握しやすい環境となっている。また、学長自ら機会があるごとに学生と懇談を行っており、学生ニーズの把握に努めている。

組織的な学生ニーズの把握としては、メールによる学生相談窓口を設置しているほか、目安箱（「なんでもオピニオンBOX」）を平成20年度に設置し、学習支援から学生生活にいたるまで、様々な内容について学生の意見を集約している。さらに、毎学期末に実施される授業評価アンケートにより、個別の授業における学生ニーズを把握しており、各科目の分析結果や自由記述の意見を集約して、各教員にフィードバックし、授業改善に努めている。

このほかの学生ニーズの把握に基づいた教員による学習相談、助言、支援の状況は、次のとおりである。

- 平成19年度に、退学者等を出さないように最善を尽くすための強化プロジェクトとして、大学生生活フォロー面談制度を確立し、各学部・学科・課程別に学年ごとに「学生支援スタッフ」を設け、学生支援担当をまとめる「学生支援チーフ」を学部・学科・課程ごとに置き、学習支援を含めた総合的

な学生支援のための手厚い組織編成を整備。単位修得率が芳しくない学生（学期間で単位修得数が15単位以下）に対しては、学部長が対応策検討会を招集し、適切な対応について検討し、各学科・課程の学生支援チーフ等が当該学生と面談して適宜助言を実施、学生が抱える問題の早期発見、早期対応に役立っている。学習面に問題のある学生は、それ以外の問題を抱えていることが多く、大学全体として問題を共有することにより、必要に応じて専門家の協力を仰ぐ等、学生ニーズを把握した適切な対応に貢献している。

- ・ すべての専任教員のオフィスアワーを設定し、随時、学生の学習相談に対応できる体制を整備。
- ・ 各学部・学科・課程ごとに学年担任教員を配置。
- ・ 演習・卒論ゼミ担当の教員が、適宜助言を実施。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該大学において、特別な学習支援を要する学生は、交換留学生（4人）、社会人学生（17人）、障害のある学生（5人）が該当する（平成21年5月末現在）。既述のとおり、教員数に比して学生数が少なく、教員の目が学生に届きやすいという状況である上に、学生の態様に応じた支援策が設けられている。

留学生については、教育課程上の支援制度として、日本語を母国語としない学生のための日本語科目を設定している。人的な支援制度として、国際交流委員会に所属する教員を学習支援の担当者として配置し、事務局にも留学生担当を設けて対応しているほか、「外国人留学生特別相談員制度」を置き、学習・生活面の身近な良きサポーターとして日本人学生のチューターを配置している。

社会人学生については、学年担任・学生支援担当・演習担当・ゼミ担当の教員等が適宜学習相談に応じるとともに、長期にわたる教育課程の履修制度（長期履修学生制度）を設けるなど、個々の学生の状況に応じてきめ細やかに対応している。

障害のある学生については、障害の程度と当該学生の希望を考慮して適切に対応している。具体的な支援としては、必要に応じて建物の近くに駐車場を確保、障害者雇用枠の求人情報等の紹介、感染症予防等の情報提供、保健師からの声かけによるニーズの把握等を行っている。また、スロープ、車いす用のトイレ、エレベーター等施設設備をバリアフリー化し、スムーズな移動に配慮している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

社会で自立した人間を育成するために、大学では学内外における自主学習を重視している。自主的学習環境としては、附属図書館（1階談話室24席、2階閲覧室60席）、自習専用室（11号室30席）の施設が整備されているほか、CALL教室及び自由パソコンルームの情報端末授業時間以外での開放（開放パソコン数192台）、自主学習のための食堂開放等が行われている。そのほかの教室についても授業時間を除き

自由に自主学習のために使用することができる。このほか、各学科の研究室及び実技棟、大学会館 1 階及び新館 1 階のオープンスペース、進路相談室、新館 6 階のコミュニティーラウンジ等を備え、自主的学習・制作活動に活用されている。

CALL 教室及び自由パソコンルームには、自主学習中におけるパソコントラブル等への対応のため、パソコンルーム相談員を配置し、学生の自主学習への配慮を行っている。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

大学では教育目的に基づき、サークル活動やボランティア活動等の様々な学外活動についても、自律的な学生の育成のために重要な場として位置づけ、積極的に支援している。

サークル活動について、必要に応じた大学施設の提供は当然として、事務局に学生支援担当を置き、日常的に課外活動実施運営上の相談に応じつつ、大学行事や地域の行事における発表の場の提供や情報の提供を行っているとともに、新たに学内団体を設置する際の相談も受け付けている。また、教員組織においても学生支援担当教員を置き、学生からの様々な相談に応じられる体制を整備している。

サークル活動のほか、学生による学園祭活動についても積極的に支援しており、平成 19 年度には、学生と学長の合同企画による第 1 回「関東大学生ストリートダンスコンテスト」を、他大学との調整等の開催準備において学長及び事務局が様々なアドバイスをしながら開催し、多くの他大学の団体の参加も得ている。平成 20 年度には同コンテストの第 2 回を開催し、他大学からの参加団体も更に増えている。

また、課外活動として、ボランティア活動については、学内にボランティア活動コーナーを設置し、学生とボランティア団体の接点となる機会を設けるとともに、ボランティアに関する基礎知識の習得を目的とする授業科目を開設して、ボランティアの活動家や研究者等の専門家から指導や情報提供を受けられる体制をとっている。学生が実際に行った活動については、卒業単位として認定し、大学生活における活動の幅を広げ、多彩な経験を積めるよう配慮している。

これらの自主的な活動に対する意欲向上を目的として、活動の実績が顕著な場合には、学長や同窓会（紫桜賞）による表彰制度により、卒業式等の式典において表彰を行っている。また、報道機関への情報提供を積極的に行うことにより、それら学生の活躍を社会に広く公表することに努めている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

観点 7-1-②に記載した目安箱は、学生から生活支援に係る意見が数多く出され、学生のニーズの把握に大いに貢献している。

また、当該大学では学生一人一人の現状と進路希望の把握を目的として、2・3年次に学生全員との個人面談を実施している。これは、進路希望の把握のみならず、学生生活全般に関する相談の場ともなっている。

このほか、学生自治会と大学職員が密に連絡を取っており、例えば、学生自治会が独自に集約したアンケート結果を基に大学に提出した要望書について、各々の項目の必要性や実現性について大学側担当者と協議する等、学生側からの要求をきめ細かく集約する体制が整っている。

これらにより把握されたニーズに的確に対応するための体制としては、まず、学生の健康相談・助言の体制として、保健室とカウンセリングルームを設置している。保健室には、保健師が常駐し、学生の負傷・

疾病等の応急処置、健康相談、生活相談をはじめ各種の相談に応じるほか、校医（内科・精神神経科）による相談も実施している。カウンセリングルームでは、定期的に臨床心理士への相談が可能となっている。また、学生の健康管理のため、毎年4月に全学生を対象とした定期健康診断を実施しており、診断の結果によって、速やかに個別相談・生活指導を行える体制を整えている。

当該大学は、セクシュアル・ハラスメントについては、「セクハラ相談」窓口を設け、メールで相談を受け付ける仕組みを作っている。しかし、ハラスメント全般については、相談を受け付ける仕組みができていない上、受け付けた後の処理体制が十分には確立していない。

就職支援については、1年次から、キャリア科目やガイダンスにより、卒業後の進路や「働くこと」について考えさせ、2・3年次には学生全員との個人面談を実施し、3年次以降に実際の就職活動に役立つように自己理解やビジネスマナー、筆記試験対策科目や履歴書添削講座、集団面接・グループディスカッション体験講座や企業人事担当者による説明会、教員・公務員対策講座等、一人一人の個性や意向を重視した各種の取組を「キャリアサポートプログラム」として、3人の就職専門員が中心となって担当教員と連携しながら実施している。

また、円滑な就職活動のための充実した情報提供を行っており、就職進路情報室を設置し、学生の進路設計に役立つ各種資料や情報を自由に閲覧・検索できる環境を整えているほか、進路情報室内に設置された就職情報支援デスクでは、エントリーシート、履歴書の添削、面接対策及び就職活動におけるマナー等についてもきめ細やかに指導している。さらに、3年次生には個別に、就職活動の準備から就職活動上の注意、マナー、採用試験、内定後の対応、書類の書き方等様々な情報を記載した「就職手帳」の配付を行っている。

進路支援は、平成15年度から行っている大学改革の重点事業の一つであり、毎年度、学生及び社会的ニーズを把握しながら充実させてきている。

学生に対してアンケート調査したところ、大学の学生支援、進路支援について、「不満」又は「非常に不満」と回答した学生は、それぞれ全体の7.8%、6.6%にすぎず、多くの学生が満足を感じているという結果が出ている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制がおおむね整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対しては、前述（観点7-1-④）の学習面の支援活動に加えて、事務局学生係職員及びチューター学生が中心となって、交流パーティや県内での研修旅行（年2回）を実施するなど、必要に応じて国際交流協会等関係機関と連携し、交流機会の確保やニーズの把握に努めているほか、住居・家財等の提供による経済的支援を行っている。

そのほか、入学手続き時にすべての学生から各々の心身の健康状態を確認する「健康調査票」を提出させ、支援を必要とする学生や必要となる可能性のある学生を早期に把握するとともに、保健師を中心に、個別に対応プログラムを作成することになっており、支援実施体制が整えられている。

留学生については支援実施体制が整備・充実しているが、障害のある学生への対応については、担当教職員による個別対応に依っているのが実情となっている。対象者の少なさも相まって、現在のところ、個別には十分な対応ができていないが、制度としては充実しているとは言えない状況にある。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行うことのできる

状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

国際社会で活躍できる人材育成のため、当該大学では、徹底した留学支援制度を整えている。経済面での留学支援として、渡航費及び研修先授業料等の半額（長期 40 万円、短期 20 万円を上限）を助成しているほか、長期留学における当該大学の授業料を免除している。当該制度は、全国的にも例のない充実した支援制度であり、この制度の活用により、海外留学する学生が飛躍的に増え、ここ数年は毎年度 120 人程度の学生が海外留学を経験しており、当該大学の主要な学生支援事業の一つとなっている。

そのほかの経済援助としては、日本学生支援機構の奨学金の貸与及び授業料減免措置を行っている。奨学金の貸与状況は、平成 21 年 3 月 31 日現在、第一種が学部 144 人、大学院 6 人であり、第二種が学部 234 人、大学院 0 人である。授業料減免措置は、学業の優秀な者で、入学後、天災その他特別な事情により家庭収入が著しく減少し、学費の負担が困難と認められる場合に、授業料の全額または半額の減免を受けられるもので、学生の学業継続支援に役立っている。平成 21 年度前期の実績は、全額免除 20 人（うち経済的理由 0 人、留学に係るもの 20 人）、半額免除 3 人（経済的理由 3 人、留学に係るもの 0 人）である。なお、地震等激甚な災害において、災害救助法による指定区域に学費負担者が居住している学生に対しては、授業料免除の措置を講じる等、状況に応じて柔軟な配慮を行っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 充実した留学支援制度により、長期・短期それぞれの留学に対して奨学金を交付している。本制度の活用により海外留学をする学生が飛躍的に増えている。
- 就職支援では、キャリアサポートプログラムの下、就職専門員を中心に教員と連携して、各種のガイダンス・研究会・講座・面談等を実施している。進路情報室内に設置された就職情報支援デスクでは、各種の就職関連の書類の添削や面接対策等をきめ細やかに行っている。

【改善を要する点】

- ハラスメント相談の処理体制が十分には確立していない。
- 障害のある学生に対する生活支援体制が十分に確立しているとは言えない。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 55,438 m²、校舎等の施設面積は、19,706 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

校舎には、収容人員 30 人程度の小規模教室を中心に講義室が 41 室、実験実習教室が 8 室、最新のコンピュータシステムを導入し、語学学習教室としての機能に併せて情報処理学習教室としての機能も果たすCALL教室が 4 室（コンピュータ合計 148 台）整備されている。CALL教室は、実践的な語学教育とビジネス知識の習得を目指す国際コミュニケーション学部の授業において教育上必要不可欠であるとともに文学部においても重要な施設となっており、英語や情報科目の授業において活用されている。さらに、学生の自主学習に貢献するとともに情報処理学習教室としての機能も果たす自由パソコンルームが 1 室（パソコン 48 台）整備されている。これらの施設設備は、学生の授業又は自主学習に大いに活用されている。

校舎各所にスロープが設けられており、管理棟、教室研究棟、講堂、体育館、図書館、大学会館及び新館は、車いすでも自由に往来することができ、2階以上の建物にはエレベーターが設置されているほか、身体障害者用トイレも各所に設置され、駐車場には身体障害者用駐車場も設けられている。新館にはさらに、館内に点字ブロック及び点字案内表示が設けられているが、教室研究棟においては、新館と比してバリアフリー環境の整備充実が遅れており、スロープ、自動ドアの設置、教室の改修等が望まれるところである。また、新館を除き、全体として施設の老朽化が認められ、空調設備や出入口の不具合等が頻発していることから、早急な改修・整備の必要がある。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がおおむねなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

CALL教室は 4 教室で、そこに最新のパソコン 148 台が整備され、学習履歴の記録が可能なソフトがインストールされている。各々の学生はアカウントを与えられており、学内のみならず、学外のパソコンからのアクセスも可能となっているとともに、個人情報のセキュリティ管理上にも有効に機能している。CALL教室においては、数多くの授業が行われているほか、授業時間外において、自主学習のために開放されている。平日は 9 時から 20 時、週休日は 9 時から 17 時となっており、学生は、自主学習の場

合にもCALLシステムを自由に使用することができる。

さらに自主学習を推進するために、自由パソコンルームが設置されている。48台のパソコンに表計算ソフト及びワープロソフト等自主学習として通常使用するに十分なソフトがインストールされており、学生は十分に容量を確保したパソコンを活用して効率的な学習を行うことができる。

加えて、学生の進路設計に資するために進路情報室を設け、インターネット対応パソコン8台を設置しているほか、美学美術史学科のデザイン実技用として、デザイン教室にデザイン用ソフトをインストールしたパソコンを9台設置している。

自由パソコンルームにはパソコンルーム相談員が、進路相談室には進路支援デスクとして職員が配置されており、不慣れた学生にも施設を有効に活用できるよう配慮がなされているとともに、パソコン相談員は、パソコンの不具合等の緊急対応も行い、業者によるメンテナンスを受けるまでの間にも学生が不便を感じないよう配慮がなされている。

LAN環境としては、学内LANを全教員、事務局、図書館、外国語教育研究所、群馬学センター、各学部・学科・課程の研究室に整備（接続パソコン数220台）し、さらに無線LANのアクセスポイントを新館の1、3、6階及び実技棟に設置している。なお、事務局においては、学内LANに接続されているパソコンが2台設置されているほか、全事務職員に配置されたパソコンが群馬県庁ネットワークに接続されている。

これらの施設の活用状況を示すと、4つのCALL教室における授業での使用率は90%以上に達しており、また、CALL教室と自由パソコンルームの自由時間（当該教室で授業が行われていない時間帯）において、平均すると各教室の席数の50%以上が自主学習のために活用されている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

施設運用については、「群馬県立女子大学施設等使用規程」、「施設使用許可方針」、「講堂使用細則」を定めており、学生に対しては学生便覧に施設使用上の運用方針の詳細を掲載し周知を図っているとともに、新入学者に対して行うオリエンテーションにおいて事務担当者が施設・設備の使用についての留意事項を説明している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、学生用スペースとして談話室26席79㎡、視聴覚室5席29㎡を擁した鉄筋コンクリート造2階建1,195㎡となっている。

平成21年11月末現在、図書207,103冊（うち研究室に61,541冊）、雑誌127点（うち和雑誌91点、洋雑誌36点）が所蔵されており、これらは系統的に収集・整理され、学内の学生はもとより、広く一般県民に対しても図書館を開放して、閲覧・貸出等を行っている。

開館時間は、平日の9時から19時（授業のない日は17時まで）である。

資料の選定に当たっては、各学科・課程からの推薦図書と、学生を含めた図書館利用者から要望のあった図書について、附属図書館運営委員会の審議を経て購入し整備している。またシラバスに掲載されてい

る参考図書については網羅的な収集に努め、学生等の利用に供している。

資料の検索については、学内LANにつながった施設のみに限られていた検索システムを平成20年度に改善し、ウェブサイト上に蔵書を公開することによって、24時間どこからでも検索可能な情報環境を整備し、利用者の利便性を高めている。

また、利用状況については、平成20年度実績で、利用者（入館者）数27,135人、貸出冊数19,194冊となっており、一般県民にも利用されている。

資料の整備状況についての学生の満足度（教育評価アンケート結果）は、「非常に満足」、「満足」、又は「普通」との回答が71.4%である一方、「不満」22.0%、「非常に不満」5.3%と不満を持つ学生も多い。資料の増加を望む声が多い一方で、書架収容能力については、書庫、閲覧室ともに満杯であり、図書館内の通路にも書架を並べている状態である。照明、空調等基本的な学習環境についても不十分な状況にある。

平成17年度に国際コミュニケーション学部が設置され、平成21年度には同研究科及び文学部総合教養学科が新設されており、益々附属図書館の重要性が増す中、今後の安定的な蔵書数の維持のためには、図書資料費の確保とともに、図書館の改修・増築が大きな課題である。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教室研究棟におけるバリアフリー環境の不足が認められる。
- 附属図書館については、蔵書スペースが不足し、照明・空調等についても不十分な状況にある。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示す資料は、大学概要、大学ウェブサイトにてデータが蓄積されている。シラバス、講義の時間割、休講情報、定期試験日程、講義・演習の成績、学生の単位修得状況等、教育に関する詳細なデータについては、事務局教務係に蓄積されている。また、教育活動の実態把握のために行っている授業評価アンケート、教育評価アンケート等の結果については、自己点検・評価を行う自己点検・評価運営委員会を担当する事務局総務係に蓄積されている。各学期の定期試験の結果、卒業論文、修士論文等は、各学部・学科又は課程において保存されている。

県立大学である当該大学では、群馬県の文書管理規程に基づき、上記書類等を公文書として、それぞれ書類の重要度等に応じて定められた保存年限の間保存している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

各々の授業については、「授業評価アンケート」で学生の意見を聴取し、その結果に対する担当教員のコメントを付して、学内に閲覧公開することによって、担当教員の授業に対する意識を高め、教育の質の向上・改善に結び付けている。具体的な例としては、授業で視聴覚資料を使用していなかった教員がアンケート結果により翌年度から視聴覚資料を活用した授業を行い、学生から好評を得た事例等が挙げられる。

大学教育全般に対する要望や満足度に関しては、平成 17 年度末に在学生を対象に「教育評価アンケート」を実施しており、この結果について、自己点検・評価運営委員会において分析し、評価結果に基づいて、事務局が改善を行っている。

また、学生からの意見聴取は、目安箱によっても行っており、聴取した意見については、学長、事務局及び必要に応じて関係教員が協議して対応している。

アンケート結果とその分析結果及び目安箱への対応状況は、自己点検・評価運営委員を通じて、各学部の学科・課程にも伝えられる。具体的に教育課程の編成を担当する各学部の学科・課程において、これらの意見を踏まえ、教育課程の見直しの際の参考データとして活用している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

卒業生に対して、事務局の進路指導担当者が、大学の教育への満足度、要望等に関するアンケートを行い、事務局における大学運営のための参考資料として活用している。

また、平成 20 年 5 月より毎年、学長、各学部長の出席の下、卒業生から大学の教育に関する意見聴取のための懇談会として「卒業生の意見を聴く会」を実施している。この会の結果については、自己点検・評価運営委員会に報告されるとともに、学長の大学運営に関する参考意見として、また各学部長の各々の学部における教育課程編成の際の参考意見として活用している。

評議会をはじめ、広報委員会、国際交流委員会等、いくつかの委員会外部委員を委嘱し、意見を得ている。また、公開講座、群馬学シンポジウム、オープンキャンパス等の際の参加者からのアンケートや、当該大学の学生が就職した企業の採用担当者等から意見聴取を行うなどして、様々な意見を取り入れるよう努めている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

授業評価アンケート結果は担当教員に示され、当該担当教員は、アンケート結果により自らの講義の問題点を把握・分析し、改善策を検討して、コメントを大学側に提出することとなっている。

平成 20 年度前期授業評価アンケートにおける各教員の対応状況においては、板書が分かりにくいという意見に対し、丁寧な板書を心がけるといふもの、低学年次学生用の授業科目において説明が専門的で難解といった意見に対し、よりわかりやすい説明を心がけるといふもの、質問しづらいという意見に対し、授業中に質問の時間を設けるといったコメントが提出されている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

当該大学におけるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）は、現在、自己点検・評価運営委員会を中心に研修会の開催、外部団体で開催される研修会への教員の派遣、先進団体に対する視察、教員間の授業公開・参観により行われている。教員間の授業公開は、平成 20 年度から 6 年間で、すべての教員が 1 度は自らの授業を他の教員に公開する計画としており、年度ごとに、数回の授業公開につき 1 回の意見交換会を行い、授業について、他の教員から客観的意見を受けることによって、授業改善に資することを目指している。具体的な実施方法については、自己点検・評価運営委員会の決定に基づき、当該委員会委員長が各学部長に指示している。平成 20 年度は、初めての実施であったが、意見交換会において、授業の進め方、説明の仕方、資料の使用法等、授業運営全般について、各教員から活発な意見交換がなされている。そのほか、文学部の教養教育科目のなかの必修科目「論理的思考と表現」の FD 報告集会や FD の意義等についての教員間の意見交換会も行われ、こちらについても参加した教員から、教員全員にとって教授法の研鑽のみならず、学生の全体的傾向を把握するためにも有意義であったとの感想が得られている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者としては、群馬県職員が事務職員として配置されており、群馬県地方自治研修所が行う各種職員研修を受けている。

教育補助者としては、教務補助を7人置いている。教務補助は、専任教員、非常勤講師の授業の準備や専任教員の研究上の補助を任としている嘱託職員である。業務の基本的な研修は、事務局職員が行っており、必要に応じて学科・課程でも教員からの指導を行っている。

資質向上を目指した研修は特段実施しておらず、十分とは言えないが、日常業務遂行には一応支障がない体制となっている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組がおおむね適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教育支援者及び教育補助者に対しては、実務研修を事務職員が行い、各学部・学科の教員の指導も随時受けられる体制となっているが、資質向上の観点からは十分な対応とは言えない。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

群馬県を設置者とする公立大学であり、当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有しており、当該大学としての債務は存在しない。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、群馬県一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を確保している。

また、当該大学では、安定的に学生の確保が維持されていることから経常的収入は、継続的に確保されている。さらに、外部資金を積極的に受け入れている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学は、群馬県を設置者とする公立大学であり、毎年度の群馬県一般会計の歳入歳出予算については、群馬県議会において審議・議決を経て確定した後、その内容は、地方自治法等関係法令に基づき、報道発表、群馬県ウェブサイトへの掲載等により、大学関係者だけでなく、広く県民にも公表している。

当該大学では、予算編成に当たって、学長と事務局による協議によって予算要求の原案を審議・作成し、県財政部局との協議・査定を経て県当初予算案にまとめられ、予算成立後、各学部の教授会に報告することによって、各教員への周知を図っている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該大学は、群馬県を設置者とする公立大学であるため、群馬県一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、県の財政状況を受けて、歳出額の削減及び歳入の確保を推進しているが、毎年度、教育研究活動に支障が生じないよう、一定の額を確保している。

また、施設・設備に係る予算配分についても、歳出額の削減及び歳入の確保を推進しているが、毎年度、教育研究活動に支障が生じないよう、一定の額を確保している。

機器備品等の更新については、教育研究の充実を図るため、多額の費用を要する施設設備についても、計画的に整備している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該大学は、群馬県を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していない。

なお、群馬県一般会計の歳入歳出予算及び決算書として、地方自治法等関係法令に基づき、県民に公表している。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、群馬県の監査委員による監査、県職員による行政監査（事務監査）が実施され、その結果が県議会で審議、承認され、公表されている。さらに、平成15年度には、同法に基づき公認会計士等による包括外部監査が行われ、その結果が県議会に報告されたほか、県民にも公開されている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

大学の管理運営のための組織として、部局長として、学長、文学部・国際コミュニケーション学部の両学部長、文学研究科・国際コミュニケーション研究科の両研究科長、外国語教育研究所長、群馬学センター長、附属図書館長を置き、事務局には事務局長と管理部長を置いている。また、各学部には学科長（文学部）、課程長（国際コミュニケーション学部）を置いている。これら部局長と学長が、コミュニケーションを密に協議しており、大学を運営している。

さらに、合議機関としては、管理運営上の重要事項の審議機関として、群馬県立女子大学条例第8条の規定により評議会を置き、一方、学部及び大学院研究科の管理運営を行う機関として、教授会及び研究科委員会を各々置いている。評議会は、年2回の開催であり、通常の大学運営事項は、学長を中心とした部局長との協議により方針を決定し、評議会や教授会の承認を求めている方式が当該大学においては通例となっている。教員数50人程度の小規模大学において大学の目的の達成のために適切な運営規模となっている。

事務局組織には、事務局長、管理部長、管理部次長以下、総務係（4人）、会計図書係（5人）、教務係（8人）、学生係（5人）、研究所係（2人）の5係体制となっており、合計27人の事務職員が置かれている。

危機管理体制としては、「群馬県立女子大学防火管理規程」に基づき、学長を委員長とする防火管理委員会が置かれており、防火管理計画を策定している。火災等の緊急時には、同規程第9条の規定により、事務局長を隊長とする自衛消防隊が組織され、緊急時に自衛消防隊組織が迅速かつ適切に行動できるよう習熟することを目的として消防訓練を実施している。消防訓練は、自衛消防隊となる職員に係る各種の訓練のみならず、全学生の避難訓練も併せて行い、地元消防署長からの評価を受けている。また、火災以外の様々な緊急時への対応に備え、緊急連絡網が整備され、教職員へ周知している。これらにより、各種の緊急事態に対して迅速かつ適切な対応が可能となっている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

一定の大学運営上の重要事項は評議会において、また学部運営上の重要事項は各学部の教授会において審議され、各々の重要度等に応じ、各々の委員会において審議されているが、大学運営上重要な案件はもとより、日々起きる数々の出来事について、学長と部局長により、必要に応じて他の教職員も参加して頻繁な打ち合わせが行われるほか、評議会の各委員との意見交換も頻繁に行い、学長のリーダーシップの下、柔軟かつ迅速な意思決定がなされている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

3年ごとに大学教育全般についての教育評価アンケートを行っている。平成17年度に行われたアンケートにおいては、学生から出された各種の意見に対して、学長の指示により事務局において対応し、学内の学習環境の改善を行っている。具体例としては、CALL教室の不足による自由パソコンルームの設置、教室研究棟の施設改善（照明設備・トイレ・空調）の改善等が挙げられる。

このほか、学生ニーズの把握のために、目安箱を平成20年度から設置し、日常の学生生活における学生ニーズの把握に努めている。これら学生からの意見については、学長が事務局や教員に対して改善指示するほか、必要に応じて学長自ら委員長を務める自己点検・評価運営委員会における審議や評価に付すことにより、大学運営に直ちに反映させる仕組みとなっている。

このほか、学外関係者からニーズを把握する手段として、当該大学では、県議会議員及び県民代表等の学外者を含む評議会を設置しており、大学運営の重要事項について審議が行われている。また、就職専門員による企業関係者との面談時において随時行われているほか、卒業生（同窓会）を対象として学長及び教員との意見交換会を行っている。

さらに、当該大学においては、多くの公開授業及び公開講座を開設し、一般県民に広く大学を公開していることから、これら参加者からの意見が事務局や担当教員に伝えられることもあり、これらの意見も積極的に管理運営へ反映するよう努めている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学職員は、群馬県職員であるため、群馬県で実施する各種研修を受けている。特に新任係長及び新任管理職研修は、職員の必修研修でありマネジメント能力の強化が図られている。また「組織経営能力等向上研修」等が任意で受講でき、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力、コーチング能力等、組織運営に必要な能力の強化が図られている。このほか、図書館、保健管理、科学研究費補助金等の

研修に事務職員を毎年度数人派遣している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学の管理運営組織については、群馬県の一機関として、群馬県行政組織規則に定められているほか、群馬県立女子大学条例第8条に基づき評議会が設置され、学則第4条の規定に基づき職員組織が置かれている。

大学の管理運営に関する事項の協議を行う部局長の選考、大学における特定の事項を審議する各種委員会委員については、各々学内規程により明文化されている。

教授選考、教員の採用・昇任については、教授選考に関する規程、教員選考基準に基づき教授会での投票に基づく議により学長が候補者を決定し、県への内申を経て知事が任命する。

なお、事務職員等は、県の職員採用試験を経て採用され、当該大学に配置されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の規程等は、大学規程集としてまとめられ、教職員の閲覧に供しているほか、大学の目的や活動状況については、大学案内に掲載するとともに大学ウェブサイトにより随時公開している。大学ウェブサイトに掲載する情報の量は膨大であるが、必要に応じていつでも容易に閲覧することが可能となっている。これらの情報は、学内の関係各部署において蓄積されている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該大学では、自己点検評価運営委員会を設置し、平成18年度より基本方針の策定、授業評価、教員活動報告の実施等について審議を行ってきた。また、平成20年度より、同委員会は大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）を平成21年度に受審するため、自己点検評価をその準備に集約させることとなった。さらに、同委員会では、認証評価の基準・観点ごとに自己点検評価作業を行い、その作業は平成20年度末までにほぼ完了した。その結果は速やかに公表することとしている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているが、その結果の大学内及び社会への公開については十分とはいえないと判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成21年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受審している。

このことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

当該大学では、自己点検・評価の過程、あるいは認証評価の受審過程において、改善が必要と判断された事項については順次実施に移している。

このことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報の社会への提供は、主に大学ウェブサイト及び新聞等のメディアの報道により行っている。大学ウェブサイトは、専門業者へ委託せずに、大学職員が作成・更新しているが、学内情報や教育研究活動について詳細な情報提供がなされている。

また、当該大学は、各種の大学改革を推進しており、取組状況については地元紙をはじめとする各種新聞報道により一般県民に広く周知されている。また、学長自らコメンテーターを務める地元テレビ番組やパーソナリティを務めるFMラジオ番組、そして新聞の連載コラムなど、学長の各種県内メディアへの発信も多く、学長自ら率先して大学の教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信している。

そのほか、学長が提唱し、その推進に取り組んでいる「群馬学」の中心となる群馬学シンポジウムの概要をまとめた記録集『群馬学の確立に向けて』を現在までに3巻まで出版し、一般書店にて販売している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学独自の自己点検・評価が十分とはいえない。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 群馬県立女子大学

（２）所在地 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1

（３）学部等の構成

学部：文学部、国際コミュニケーション学部

研究科：文学研究科、国際コミュニケーション研究科（ともに修士課程）

附置研究所：外国語教育研究所、群馬学センター

（４）学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部930人，大学院37人

専任教員数：56人

2 特徴

群馬県立女子大学は、昭和55年4月に「国際化社会に対応し得る広い教養と豊かな情操を備えた人材を育成する」という建学の理念を掲げ、文学部の中に国文学科、英文学科、美学美術史学科の3学科を持つ4年制女子大学として設立された。

以来、大きな特徴のひとつである少人数教育や外国語教育研究所設置（平成13年）などの取り組みは、県立の女子大学として一定の評価を得てきたが、社会情勢の変化に応じた改革の必要性も指摘されていた。

このような中、平成15年度以降、「小さくても個性的な大学」を目指し、学長のリーダーシップのもと、大幅な大学改革に着手した。

まず、大学のより一層の国際化を図るため、奨励金による海外留学支援制度を創設。これにより海外留学生が大幅に増加し、現在では毎年、全学部生の10%以上にあたる100名を超える学生が留学するようになった。

また、カリキュラムの大幅な見直しを行い、英語による授業の大幅な増加や、各分野の専門家等の外部知的資源を活用した授業科目の開設（これらの多くは県民に公開）など、活力ある大学づくりのため改革を進めてきた。

そして、平成17年には、実践的で高度な英語運用能力と基礎的な社会科学系の知識を身に付け、国際社会で活躍できる人材の育成を目的とする「国際コミュニケーション学部」を新たに設置。この学部は、英語コミュニケーション課程と国際ビジネス課程の2課程からなり、少人数教育、外国人教員の多用、留学支援の充実、TOEICを活用した習熟度別英語教育、CALL（Computer Assisted Language Learning）システムの活用、各国大使や企業経営者などを招聘した授業など、

たいへん特色ある教育を行っている。このような取り組みの成果もあり、同学部生のTOEICの成績は劇的な上昇が確認されており、今後の動向が注目されている。

一方、大学改革は入試制度にも及んでおり、平成17年度から両学部においてAO入試を導入。同入試は、本学だけでなく、東京、仙台とあわせ3会場で実施しており、全国から個性的で意欲あふれる学生が入学している。

このような改革が功を奏し、AO入学者に限らず、平成17年度以降の入学生は大変活気がある。授業中、教員とのディスカッションも活発に行っており、他大学を本務とする非常勤教員や外部から招聘した講師陣からの評判も良好で、「小さいながらも個性的な大学」としての評価が確立しつつあると考えている。

また、学生の進路支援も充実させており、1年次からキャリア支援授業を開講。2年次以降は、就職専門員による個別面談を学生全員に対して実施しており、学業から生活面まで、低学年次から学生生活全般にわたってきめ細かいフォローを行っている。さらに、就職を意識した科目を数多く開設している他、3年次からは特訓講座を設けるなど、学生一人ひとりのニーズに対応した手厚い支援を行っている。

地域貢献の分野では、「県民公開授業」や「公開講座」など県民を対象とした講座を多数開講している他、本学では特に、群馬の文化・歴史・風土など、多面から群馬の特色を探る「群馬学」の確立を目指した取り組みを行っている。中でも各分野第一線で活躍する研究者・経済人・ジャーナリストなどの参加を得て開催する「群馬学シンポジウム」はこれまでに18回を数え、延べ1万人もの県民・学生が参加している。これは、本学の地域貢献の取り組みが、県民に浸透している証である。

この他、施設面においては、平成19年に新館を供用開始し、CALL教室4室と自由パソコンルームの充実により、実践的な英語学習と学生のコンピュータリテラシーの獲得に貢献している。

今後の課題としては、既存施設の老朽化が目立っており、特に附属図書館の改修が強く望まれている。

なお、平成21年度には、文学部に「総合教養学科」、大学院に「国際コミュニケーション研究科」を、また研究機関として「群馬学センター」を設置、さらに、来年度には英文学科を「英米文化学科」に改編する予定であり、活力ある大学を目指し更なる改革を進めている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の目的

本学は、学則第1条（目的）において、設置目的を「群馬県立女子大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、家庭生活の向上及び地域社会における文化の進展に寄与し、更に国際化社会に対応し得る広い教養と豊かな情操を備えた人材を育成することを目的とする。」と定めており、この設置目的に基づき、「国際化した社会にあって、社会的に自律した光り輝く女性の育成」という教育理念を掲げ、「小さくても個性のある大学」を目標として大学の活性化を進めている。これらが本学の「目的」である。

この目的達成のため、以下の特色ある教育研究活動を行う。

2 個別教育目標

（1）開かれた授業の充実

各国の駐日大使、NPO法人の代表、著名な作家・文化人・研究者・映画監督・評論家・芸術家・企業幹部等、各界の第一線で活躍している専門家を講師として招聘することにより、学生に社会の最新の情報、現場の知識に触れる機会を提供するとともに、これらの講義を県民公開授業とすることで、学生に県民と共に学ぶ姿勢を身に付けさせる。これらの県民公開授業については、以下の効果が期待される。

ア 地域への貢献

一般県民に対して生涯学習の機会を提供するとともに知的欲求の充足を図る等、地域の振興と発展に寄与する。

イ 大学広報の機会としての活用

一般県民の本学への来学の機会を提供し、本学の教育研究活動の内容や大学改革に取り組む積極的な姿勢についての理解を深めていただき、本学の知名度の向上や大学の評価の向上を図る。

ウ 大学の活性化

学習意欲の高い県民が授業へ参加することにより、学生の学習意欲向上や担当教員の意識改革を促す。

この他、開かれた授業の一環として、学外におけるボランティア活動やインターンシップ、フィールドワーク等、さまざまな社会体験を重視しており、学生が積極的に社会と接触する機会がもてるよう配慮している。

（2）実践的な外国語教育

英語授業を担当する外国人教員数を増加することにより、生きた英語を習得させる機会を提供する。

海外留学支援制度によって、留学をより身近なものとし、英語能力向上を図るとともに海外生活の体験により日本語学習をはじめ学習全般にわたる意欲向上を図る。

また、国際コミュニケーション学部の設置により、実践的で高度な英語教育を提供する。TOEIC730点を目指し、体系的なカリキュラムと習熟度別少人数教育により、英語を道具として使いこなす能力を身に付ける。

（3）群馬学の確立

群馬の文学・歴史・民族・経済など、多方面から群馬の特色・独自の文化を探る「群馬学」の確立を目

指す。古くから人や物、様々な文化が交わり独自のことばや文化を形成してきた「群馬」について、様々な角度や視点から調査・研究し、広く意見交換することを通じて、「群馬」の魅力や諸問題を再認識し、人や文化が抱える普遍的な課題を問い直すことにより、新たな地域文化の創造に繋げていくことを目的としている。

平成20年度までに本学において「群馬学連続シンポジウム」を15回開催している他、県内各地域における地域版ミニシンポジウムも3回開催し、延べ1万人に上る参加者を得ており、「群馬学」は本学のみならず県内全域に広がりを見せている。

また、平成21年4月には、大学内に「群馬学センター」を設置して専任教員を配置し、更なる「群馬学」の推進を図っていく。

(4) 少人数教育の徹底

各学部とも少人数教育を重視している。習熟度別クラス編成、教員と学生のコミュニケーションを重視した双方向授業により、知識の詰め込みだけに終わらず、学生に学びの楽しさや意欲をもたらすことで、社会に有用な人材を育てる。

(5) きめ細かな学生支援

少人数制により、教職員と学生とのコミュニケーションが緊密であるうえに、工夫した取組みを充実させることで、学生一人ひとりに最も適するきめ細かな支援を学生に提供する。

ア 学生支援担当、学生支援チーフの設置

各学部とも学科・課程ごと、学年ごとに1名の教員を「学生支援担当」として置き、さらに学科・課程ごとに「学生支援担当」をまとめる「学生支援チーフ」を置き、これらが学生支援の中核として支援事業を推進する。1年次から学業成績の状況を確認し、単位修得状況の思わしくない学生については、教員及び事務局職員が面談（大学生活フォロー面談）して学生の状況を把握し、適切なアドバイスを行うことにより、大学生生活環境の改善を図る。

イ 相談体制の充実

健康、生活、進路、セクシュアル・ハラスメント等、学生生活に関わるさまざまな問題について、学生が気軽に相談できる体制を整備し、それぞれの状況に応じて保健師、臨床心理士、校医、教職員が連携し組織的に対応する。

(6) 進路支援の充実

低学年次から将来への意識付けを行うとともに、学生一人ひとりのニーズ、将来への希望の把握により、個々の意向に合わせたきめ細かい支援を行う。

ア 就職支援窓口としての就職支援デスクを設置

イ 1年次からキャリア支援授業を開講

ウ 2年次以降、事務局就職専門員による学生全員面談を毎年実施

エ 各種ガイダンスの開催

オ マナー講座、模擬就職試験の開催

カ 3年次から就職支援授業の開講

キ 公務員、就職試験等各種試験対策講座の開講

ク 先輩からのアドバイスを聞く業界別研究会の開催

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

学校教育法第 83 条の趣旨を踏まえた大学の設置目的を学則に定めているだけでなく、「国際化された社会にあって、社会的に自立した光り輝く女性の育成」を教育理念として掲げ、「小さくても個性ある大学」を目指して様々な工夫を凝らした教育活動を遂行することを通して大学を活性化させている。このような活動によって大学の目的の達成に努めることは、近年の社会情勢の中で、学校教育法第 83 条の大学一般に求められる目的を達成することに繋がるものである。

設置目的、教育理念及び目標は、ウェブサイト、『大学案内』及び各種メディアへの情報提供により広く公開している。また、これらの大学の目的に基づいた学部等毎の教育目標を定め、ウェブサイトや配布物等により周知を図っている。

大学院の目的は、学校教育法第 99 条の趣旨を踏まえており、新しい知識、情報及び技術があらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を図ることにより、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめるとともに、広い視野に立って精深な学識を受け、研究能力又は高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを教育研究上の目的としている。よって大学院一般に求められる目的に外れるものではない。

また本学は、県立大学として地域貢献をその目的の一つに掲げていることから、地域学である群馬学を提唱し、県民向けの公開講座や、県民と学生がともに学ぶ公開授業を開催することにより、地域社会に本学の知的資源を広く提供しており、このことは同時に本学の目的や教育理念の周知、公表に繋がっているものと言える。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究の目的を達成するために、文学部及び国際コミュニケーション学部を置いている。

昭和 55 年の設立当初は、文学部のみの単一学部の大学であったが、国際社会の進展など、社会情勢の変化に対応し、教育研究の目的の達成を更に推し進めるため、平成 17 年 4 月に国際コミュニケーション学部を設置した。

文学部は 4 学科編成、国際コミュニケーション学部は 2 課程編成となっており、工夫されたカリキュラムにより学生の学習意欲に応じた柔軟な教育を可能としている。

大学院課程は、文学研究科、国際コミュニケーション研究科から成っている。

附属施設として、附属図書館、外国語教育研究所及び群馬学センターを設置し、大学の設置目的に沿った教育研究活動を行い適切に機能している。

各学部には、教授会、教務委員会が置かれ、大学院においても相応の組織が置かれている。それぞれ教育に関する重要事項や実施事項を定めている他、教育課程に関する基本方針等の大学全体に係る重要事項については、県民代表を含む評議会が置かれており、適切な構成となっている。

基準 3 教員及び教育支援者

教員組織については、学則をはじめ学内規程において定めており、教員人事においては、大学運営の視点も考慮して計画的に行われている。

教員数は、大学設置基準・大学院設置基準で規定された教員数を大幅に上回る専任教員のほか、非常勤講師を数多く採用し、質、量ともに十分な教員を確保している。

教員採用に当たっては、原則として公募制が採られている。公募においては特に年齢や性別を特定していないが、職名を指定することによって年齢構成も適度に考慮されており、結果的に、概ねバランスの取れた年齢

構成となっている。女性教員と外国人教員の任用については、特に目標を定めていないが、本学の国際社会に対応した女性の育成という目的に沿って設置された国際コミュニケーション学部が平成17年4月に設置された後は、特に女性教員と外国人教員の採用が増加している。

大学全体における教員の採用や昇任は、学内規程に基づいて行われており、その選考に当たっては、模擬授業を候補者に行わせる等、研究だけでなく教育に関する力量を併せ持った人材を登用している。

研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員の資格認定についても、学内規程に基づき、研究分野に関して研究指導を行うに十分な高度な教育研究上の能力や研究実績の有無を主な判断基準として実施されている。

教員の教育活動を定期的に評価する取組みとしては、各教員の教員からの調査報告、学生を対象とするアンケート調査、教員同士の授業参観による相互授業評価を実施することにより、教員の教育活動を定期的かつさまざまな側面から評価する取組を実施している。

基準4 学生の受入

平成17年度入学者選抜から明確に入学者受入方針を示し、これに沿う意欲的な学生を選抜するため、AO入学試験を新たに実施している。

学士課程においては、AO入学試験、推薦入学試験、一般選抜試験、特別選抜（社会人、私費外国人留学生、帰国子女）及び転・編入試験を設けている。大学院においては、一般選抜、特別選抜（社会人、私費外国人留学生、シニア）により入学者を選抜している。これらは実質的に機能しており、選抜試験の実施については、入試委員会を核として、学長を責任者とする実施本部が行い、合否判定に至るまで公平かつ適正に実施運営している。

ただし、一部の学部及び学科において、基準を上回る入学定員の超過が認められるため、入試委員会及び学長協議において、改善へ向けた検討がなされているが、小規模大学であり、数名の入学辞退者によって大きく影響を受けるため、抜本的な改善は困難である。

基準5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

両学部とも、各々の教育方針に基づき、教養教育、専門教育に区分して授業科目を配置し、幅広い教養を身に付け、段階的に専門性を深く追求できるようなカリキュラムとなっている。

文学部は、国文・英文・美学美術史の3学科で各々の分野毎に概論、講義、演習等の科目を配置している。新設の総合教養学科では、幅広い教養の修得を目指し、分野横断的で多様な授業科目を開設している。

2つの課程からなる国際コミュニケーション学部は、1年次は両課程共通で学び、学生の興味に応じて、英語学・言語学、国際文化、経営・金融論等、幅広く学修できる教育課程としている。全体として授業形態のバランスが適切なものとなっている。

外部知的資源を活用したオムニバス形式の授業やインターンシップ、ボランティア活動等の学外の活動の卒業単位としての認定、成績不振者に対する補充教育、群馬県内の大学との単位互換、社会人学生等のための長期履修制度、大学院との共通科目、留学支援プログラム等、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に配慮した教育課程を編成している。中でも多くの学生が参加している海外留学支援プログラムは、手厚い支援制度により、多くの学生が参加し、その学習意欲向上大きく貢献しており、本学の一つの特色ともなっている。

学生が自主学習しやすい環境を整えるため、学期毎の望ましい履修科目数を指導し、自習用の施設開放等により、自主学習への配慮をするとともに単位の実質化に配慮している。この他単位の実質化への配慮としては、日々の課題やレポート、予習・復習指導の徹底等により行われており、それは、本学学生のアンケート結果に

も表れている。

成績評価基準や卒業認定基準は学内規程に定め、冊子に記載して全学生に配布している。これら基準に基づき成績評価・卒業認定が適切に実施されている。平成20年度から成績評価等の正確さを担保するための措置として、学生による成績確認申請を制度化し、履修要項に明文化した。

〈大学院課程〉

大学院は、既設の文学研究科と平成21年度設置の国際コミュニケーション研究科からなる。

文学研究科では、日本文学専攻・英文学専攻・芸術学専攻を擁し、「個別研究指導」、「共通科目」等の科目により広い視野、高度な専門性を修得できる教育課程を編成している。

国際コミュニケーション研究科は、社会の要請に応えるべく、社会人が働きながら学べる弾力的な教育課程となっており、体系的かつ学生ニーズや社会からの要請に配慮した内容となっている。

基準6 教育の成果

本学学生に対して、「教育評価アンケート」を行い、自己点検・評価運営委員会において評価することによって、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像に照らして、その達成状況を検証・評価する取組を行っている。卒業生に対しては、大学での教育や自身の就職活動の結果についてのアンケートを行っている他、卒業生との懇談会を開催し、本学教育の有効性や教育への満足度の状況を把握している。

教育の成果や効果が上がっている点については、ここ数年における標準修業年限内での卒業率、卒業者の単位修得率、一部上場企業への内定率等の定量的数値において毎年度高水準を維持している点、教育評価アンケート結果や授業評価アンケートの結果、「卒業生の意見を聴く会」、卒業生を対象にしたアンケート等の結果から示すことができる。他に、国際コミュニケーション学部においては、学生TOEICの得点が急上昇している点、文学部美学美術史学科では各種コンテストにおける入賞者数が増加している点等が挙げられ、教育の成果が上がっていることが明らかである。

基準7 学生支援等

授業科目の履修手続きに関するガイダンスは、全学的に周到的計画のもと実施されている。さらに、教務委員やクラス担任の教員、事務局の教務係等が、丁寧に履修相談に応じており、適切に行われている。学習支援・助言は、各学科の学年担任制、オフィスアワー等による個別的な対応に加えて、大学生活フォロー面談によってもフォローを行う等、適切に行われている。

学習支援に関する学生ニーズの把握は、メールによる相談窓口、目安箱、授業評価アンケート等、多様な形で実施され、学習環境の整備、授業改善等に十分に機能しており、留学生・社会人学生等、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対しても、教員や事務職員が個別に対応し、適切な学習支援を行っている。ただし、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援では、留学生については充実しているが、障害を持つ学生に対する対応に関しては、課題が残る。

本学では、教育目的に添って自主的な学習の支援や課外活動の支援を重視しており、ボランティア活動への支援等、人的支援・ハード面の支援ともに充実しており、活動が円滑に行われるように適切に支援していると判断される。

学生の健康、生活、進路、各種ハラスメント等の相談・助言の組織的整備も充実しており、適切に機能していると判断される。

生活支援等に関する学生ニーズについては、目安箱、支援担当教員・事務局職員と学生との意見交換、進路に関する学生全員の個別面談等を通して、適切に把握されている。

学生への経済面の援助については、本学の特色ともなっている充実した海外留学支援制度をはじめ奨学金の貸与、授業料減免措置を行っている。海外留学支援制度の活用により、海外留学に参加する学生数の飛躍的な増加が見られるとともに、授業料減免に関して、対象者の拡大を図っている等、独自の取組を行っており、学生への経済面の援助は、適切に行われていると判断できる。

基準 8 施設・設備

学生数 1,000 人程度の小規模大学でありながら、設置基準を大きく上回る広大な校地及び校舎面積を確保している。校舎内には、CALL 教室、自由パソコンルーム、デザイン室に学生が自由に使用できるパソコンを配置するとともに、施設内に無線 LAN のアクセスポイントを整備していることにより、授業時間中、授業時間外のいずれにおいても、学生が十分に情報ネットワークを活用でき得る設備を整備している他、授業時間外にパソコン相談員を配置することにより、機器に不慣れな学生の自主学習に対しての支援も十分に行っている。さらに、全てのコンピュータがインターネット対応機能を備えているため、様々な情報検索に利用することが可能である。教職員間においては、学内 LAN 及び群馬県庁ネットワークの完備により、迅速で効率的な業務遂行が可能となっている。

また、施設の運用方針については、各規程により明確に定められ、その内容は、『学生便覧』に明示し、全学生及び全教職員に配布しているほか、ホームページに掲載しており、周知は十分になされている。

図書館が整備され、資料の系統的な整理に努めている状況であるが、施設の老朽化や書架・書庫の不足が目立っており、図書館の重要性が高まる中、資料のさらなる充実とともに改修・増築が今後の大きな課題である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動の実態を示す資料は、事務局に集約され、群馬県文書管理規程に基づき保存している。

大学関係者（教員及び学生）からの意見聴取は、個々の授業に対する教員・学生双方の意見を、「授業評価アンケート」により、大学教育全般に関する学生の意見を「教育評価アンケート」により、日常的な問題に関する学生の意見を目安箱により集約している。これらの意見は、自己点検・評価運営委員会が取り扱い、必要に応じて対応を協議するとともに、具体的に教育課程の編成を担当する各学部の学科・課程に伝えられ、教育課程の見直しの際の参考データとして活用されている。

学外関係者からの意見は、卒業生アンケートにより集約するとともに、その意見を直接教育改善に活かすために、学長・学部長出席の下、卒業生の意見を聴く会を開催した。

FD については、FD 研修会の実施、外部研修への教員の派遣等の他、平成 20 年度から教員間の授業公開を行っている。授業公開後に行われた意見交換会では、各教員から活発な意見交換がなされた。

教育補助者に対する研修は、事務局が実施している他、各学部・学科等において教員からの指導も随時受けられる体制となっている。

基準 10 財務

本学は、公立大学であり、収入と収支が均衡しているため、教育研究活動を安定して行える状況にあると言えるが、設置団体の財政状況は厳しく、充実した予算の確保が課題となっている。

法律に基づいた監査による適正執行、県予算査定による歳出の見直しを行い、本学は群馬県設置の公立大学としてのメリットを最大限に生かしながら、特色ある教育研究活動を行うことにより、毎年度、多くの受験者及び入学者を確保し、外部資金の導入についても積極的にを行いながら安定的な教育を遂行している。

基準 11 管理運営

群馬県立女子大学

本学の管理運営組織については、群馬県の一機関として、群馬県行政組織規則に定められている他、群馬県立女子大学条例、学則及び各種学内規程に基づき設置運営されている。

教授選考、教員の採用・昇任については、学内規程に基づき行われ、教授選考に関する規程、教員選考基準に基づき教授会での投票に基づく議により学長が候補者を決定し、県への内申を経て知事に任用される。

大学運営においては、学長のリーダーシップが発揮されており、評議会の助言を十分参考にしながら、極めて柔軟かつ迅速な意志決定がなされている。

授業評価アンケート及び学生意見目安箱により学生ニーズを把握している他、卒業年次の学生も対象に含む教育評価アンケート及び卒業生懇談会により学外者の意見を運営に反映させている。また、学外に広く門戸を開いている県立大学であることから、一般県民からの意見も常に受け入れている。

地方公共団体が設置する公立大学であり、監事は置かれていないが、法律に基づき適正に会計面の監督を受けている。

職員研修は、群馬県の専門部署が企画する各種マネジメント能力向上の為の研修を受けることが可能である。

管理運営組織は、各種学内規程により適正に定められており、学内情報は、担当部署が蓄積し、ウェブサイト に詳細に掲載され、学内のみならず社会一般に広く公開している。

これらの情報に基づき、学長が委員長を務める自己点検・評価運営委員会が中心となって自己点検・評価を行い、効率的に大学改善にフィードバックしている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6_1_1_jiko_gunmajyoshi_d201003.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1		大学案内 p. 4
基準2	2-1-②-1	文学部教養教育運営委員会規程（規程集 p. 52）
	2-1-②-2	国際コミュニケーション学部教務委員会規程（規程集 p. 58）
	2-1-②-3	各委員会等議事録
	2-1-⑤-1	平成20年度外国語教育研究所の事業実施状況
	2-1-⑤-2	「英語能力の向上に関する提言」、「新・英語能力の向上に関する提言」
	2-1-⑤-3	新聞等掲載記事に見る群馬県立女子大学（p. 89～／群馬学）
	2-2-①-1	文学部教授会規程（規程集 p. 51）
	2-2-①-2	国際コミュニケーション学部教授会規程（規程集 p. 57）
	2-2-①-3	文学研究科委員会規程（規程集 p. 65）
	2-2-①-4	国際コミュニケーション研究科委員会規程（規程集 p. 73）
	2-2-①-5	群馬県立女子大学評議会運営規程（規程集 p. 39）
	2-2-②-1	文学部教務委員会規程（規程集 p. 52）
	2-2-②-2	文学部教養教育運営委員会規程（規程集 p. 58）
	2-2-②-3	国際コミュニケーション学部教務委員会規程（規程集 p. 58）
	2-2-②-4	文学研究科教務学生委員会規程（規程集 p. 67）
	2-2-②-5	国際コミュニケーション研究科教務学生委員会規程（規程集 p. 76）
基準3	3-1-①-1	教員の選考等に関する規程（規程集 p. 92）
	3-1-①-2	文学部教員選考規程（規程集 p. 100）
	3-1-①-3	国際コミュニケーション学部教員選考基準（規程集 p. 115）
	3-1-①-4	文学部教員採用及び昇任基準に関する申合せ事項（規程集 p. 103）
	3-1-①-5	文学研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準（規程集 p. 124）
	3-1-①-6	国際コミュニケーション研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準（規程集 p. 130）
	3-2-②-1	平成20年度教育評価アンケート結果
	3-2-②-2	平成20年度前期学生による授業評価アンケート結果
	3-2-②-3	平成20年度教育研究業績等調査結果
基準4	4-1-①-1	入学者選抜要項
	4-1-①-2	AO入学学生募集要項
	4-1-①-3	大学院文学研究科（修士課程）学生募集要項
	4-1-①-4	大学院国際コミュニケーション研究科（修士課程）学生募集要項
	4-1-①-5	入学者選抜要項配布計画
	4-2-①-1	推薦入学学生募集要項
	4-2-①-2	学生募集要項（一般選抜）
	4-2-①-3	過去の入試問題（平成21年度入試分）
	4-2-②-1	群馬県立女子大学私費外国人留学生特別選抜募集要項

	4-2-②-2	群馬県立女子大学社会人特別選抜募集要項
	4-2-②-3	群馬県立女子大学帰国子女特別選抜募集要項
	4-2-②-4	群馬県立女子大学転入学及び編入学（社会人を含む）学生募集要項
	4-2-②-5	群馬県立女子大学編入学（県内推薦）学生募集要項
	4-2-③-1	群馬県立女子大学文学部入学試験委員会規程（規程集 p. 53）
	4-2-③-2	群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部入学試験委員会規程（規程集 p. 59）
	4-2-③-3	入学者選抜試験実施要領
	4-2-③-4	合否判定会議議事録
基準5	5-1-①-1	履修要項（教育課程）／各学部及び各大学院研究科
	5-1-①-3	時間割／各学部及び各大学院研究科
	5-1-①-4	群馬県立女子大学公開授業・公開講座・群馬学連続シンポジウムリーフレット
	5-1-①-5	TOE I C演習について
	5-1-②-1	県内大学、公立三大学の単位互換
	5-1-②-2	長期履修制度の概要（案内）
	5-1-②-3	文学部転入学及び編入学規程（規程集 p. 169）
	5-1-②-4	文学部転入学及び編入学の既修得単位認定に関する細則（規程集 p. 171）
	5-1-②-5	国際コミュニケーション学部転入学及び編入学規程（規程集 p. 202）
	5-1-②-6	国際コミュニケーション学部転入学及び編入学の既修得単位認定に関する細則（規程集 p. 204）
	5-1-②-7	文学部転部に関する規程（規程集 p. 172）
	5-1-②-8	文学部転部の単位認定に関する細則（規程集 p. 174）
	5-1-②-9	国際コミュニケーション学部転部規程（規程集 p. 206）
	5-1-②-10	国際コミュニケーション学部転部に係る単位認定に関する細則（規程集 p. 208）
	5-1-②-11	文学部転科に関する規程（規程集 p. 177）
	5-1-②-12	国際コミュニケーション学部転課程規程（規程集 p. 211）
	5-1-②-13	国際コミュニケーション学部転課程に係る単位認定に関する細則（規程集 p. 213）
	5-1-②-14	文学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程（規程集 p. 179）
	5-1-②-15	国際コミュニケーション学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程（規程集 p. 216）
	5-1-③-1	文学部履修及び学修の評価に関する規程（規程集 p. 163）
	5-1-③-2	国際コミュニケーション学部履修及び学修の評価に関する規程（規程集 p. 197）
	5-1-③-3	オフィスアワー一覧
	3-2-②-1	平成20年度教育評価アンケート結果
	5-3-①-1	文学部履修及び学修の評価に関する規程（規程集 p. 163）
	5-3-①-2	国際コミュニケーション学部履修及び学修の評価に関する規程（規程集 p. 197）
	5-4-③-1	大学院文学研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程（規程集 p. 239）
	5-4-③-2	大学院国際コミュニケーション研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程（規程集 p. 257）
	5-7-①-1	大学院文学研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程（規程集 p. 239）
	5-7-①-2	大学院国際コミュニケーション研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程（規程集 p. 257）
基準7	7-2-②-1	紫桜賞受賞者及び公募実施要領

群馬県立女子大学

	2-1-⑤-3	新聞掲載記事に見る群馬県立女子大学
	7-3-①-1	保健室、カウンセリングルーム利用状況
	7-3-①-2	セクシャル・ハラスメントに関する学内指針
	7-3-①-3	平20年度進路支援事業実施結果及び平成21年度進路支援事業実施計画
	7-3-①-4	平成20年度就職手帳
	7-3-③-1	留学支援プログラムの概要
	7-3-③-2	留学期間中の授業料の取り扱いに関する基準
基準8	8-1-③-1	群馬県立女子大学施設等使用規程（規程集 p. 297）
	8-1-③-2	群馬県立女子大学施設使用許可方針（規程集 p. 300）
	8-1-③-3	群馬県立女子大学講堂使用細則（規程集 p. 301）
基準9		大学概要
	9-1-②-1	教育評価アンケート結果に対する事務局対応状況
	3-2-②-2	平成20年度前期学生による授業評価アンケート結果
	9-2-①-1	教員間の授業公開予定表、意見交換会の概要
	9-2-①-2	「論理的思考と表現」のFD報告集会の概要
基準11	11-3-①-1	群馬県立女子大学自己点検活動状況（H18～20）